

がいこくじんむ
外国人向け

いたみし
伊丹市

せいかつがいどぶっく
生活ガイドブック



いたみしますこっと
伊丹市マスコット たみまる

にほん せいかつ か
日本の生活のことが、書いてあります。

こま
困ったことや わからないことが あったら、
でんわ き
電話をして 聞いてください。

いたみし やくしよ つうやく きかい
※伊丹市役所には、通訳の機械が あります。

にほんご はな ひと いたみし やくしよ き
日本語が 話せない人は、伊丹市役所へ 来て
き
聞いてください。

か 書いてあること

ない よう 内 容

きゅう 急に こまったとき	2
さいがい じしん たいふう こうずい 災害(地震、台風、洪水など)	4
ざいりゅうし かく 在留資格	9
じゅうみん どうろく 住 民 登 録	14
びょう き いりょう ほ けん 病 気 と 医 療 保 険	21
ねん きん ふく し 年 金 ・ 福 祉	27
ぜい きん 税 金	32
くらし と いえ くらし と 家	35
こう つう 交 通	41
し ご と 仕 事	45
にん しん しゅつ さん こ そ だ 妊 娠 ・ 出 産 ・ 子 育 て	47
がっこう 学 校	51
に ほん ご べん きょう 日 本 語 の 勉 強	55
がい こく じん そう だん 外 国 人 が 相 談 す る と こ ろ	57

きゅう

急にこまったとき

きゅう

でんわ

急にこまったときの電話

びょうき、けが、かじ、じこ、事故などのとき、したのところにでんわをしてください。でんわは、24時間

いつでもかけることができます。とてもこまっていて、急いでいるときだけ、でんわをしてください。お金はいりません。

119番

■119番

きゅう、びょうき、急に病気がなったりけがをして、きゅうきゅうしゃ、よ、救急車を呼ぶときと、かじ、しょうぼうしゃ、よ、消防車を呼ぶときのでんわばんごう、がいこくご、でんわ、外国語でも電話ができます。
(えいご / ちゅうごくご / かんこくご / ぼるとがるご / すべいんご)
(英語 / 中国語 / 韓国語 / ポルトガル語 / スペイン語)



きゅう、びょうき、急な病気やけがのとき：①「救急です」と言います。

②救急車<病気やけがのひとを病院へ運ぶ車>に、来てもらいたい場所を言います。

③どこが痛いか言います。

④あなたの名前と、電話番号を言います。

かじ、火事のとき：①「火事です」と言います。

②火事の場所を言います。

③あなたの名前と、電話番号を言います。



■110番

じこ、事故やどろぼうなどのとき、けいさつ、よ、警察を呼ぶときのでんわばんごう、電話番号です。

じこ、事故のとき：①「事故です」と言います。

②いつ、どこで、何があったかを言います。

③あなたの名前と、電話番号を言います。

④けがをしている人がいたら、その人について伝えます。

(おとこ、ひと、おんな、ひと、なんさい、男の人か、女の人か、何歳ぐらいか、どんなけがかなど)

どろぼうなどのとき：①「事件です」と言います。

②いつ、どこで、何があったかを言います。

③あなたの名前と、電話番号を言います。

④けがをしている人がいたら、その人について伝えます。



110番



お 物の 落とし物

■物を落としたとき、拾ったとき

かばん さいふ お ひろ けいさつ い いしつとどけ
鞆 や 財布などを 落として 見つからないときは、警察へ行って、「遺失届」

〈あなたが 物を なくしたことが わかる 紙〉などを もらってください。
お ちの ひろ ちか けいさつ こうぼん とど
落とし物を 拾ったときは、近くの 警察が 交番へ 届けてください。



■パスポートなどをなくしたとき

ばすぽーと
パスポートをなくしたとき：

あなたに くに たいしかん りょうじかん い あたら ばすぽーと つく
あなたの国の 大使館や 領事館へ 行って、新しいパスポートを 作ってください。

ざいりゅうかーど
在留カードをなくしたとき：

かーど か ちか しゅつにゅうこくざいりゅうかんりきょく い
カードを なくしてから 14日までに、近くの 出入国在留管理局へ 行って、
あたら ざいりゅうかーど つく
新しい在留カードを 作ってください。

とくべつえいじゅうしゃしょうめいしょ
特別永住者証明書をなくしたとき：

なくしたと した ひ から か しやくしょ しみんか あたら とくべつえいじゅうしゃ
証明書 14日までに、市役所 市民課で 新しい特別永住者
しょうめいしょ つく
証明書を 作ってください。

さいがい じしん たいふう こうずい 災害（地震、台風、洪水など）

じしん 地震

にほん せかい なか じしん おお くに
日本は、世界の中でも、地震が多い国です。

おお じしん お かぐ たお あぶ すいどう がす でんき つか
大きな地震が起きると、家具が倒れて危ないです。水道やガスや電気が使えなく
なる かもしれません。また、食べ物や、生活に必要なものが買えなくなる かもしれません。

じしん お
地震は、いつ起きるかわかりません。地震のときに
あわてないように、しっかりと準備をしてください。



しんど じしん ゆ ■震度〈地震のとき、どれくらい揺れるか〉

しんど 震度7 : たてもの こわ たお やま じめん わ
建物（たてもの）が壊れたり、倒れます。山（やま）がくずれたり、地面（じめん）が割れたりします。

しんど きょう 震度6強 : た ある よわ たてもの こわ たお
立って歩くことができません。弱い建物（たてもの）が壊れたり、倒れたりします。

しんど じゃく 震度6弱 : た むづか たてもの かべ わ どあ ひら
立つことが難しくなります。建物の壁（かべ）が割れたり、ドア（どあ）が開かなく
なったりします。

しんど きょう 震度5強 : ある むづか かぐ たな たお うご
歩くのが難しいです。家具（かぐ）（たな）が倒れたり、動いたりするかもしれません。

じしん まえ こていかなぐ かなぐ かぐ たお
地震（じしん）の前に、固定金具（こていかなぐ）（かなぐ）をつけて、家具（かぐ）を倒れにくくします。や、
耐震粘着マット（たいしんねんちやくまっと）（かぐ）の下（した）に マット（まっと）をはって、家具（かぐ）を倒れにくくします。

つか かぐ たお うご
などを使って、家具（かぐ）が倒れたり動いたりしないようにしましょう。

しんど じゃく 震度5弱 : まどがらす わ たな さら ほん お
窓ガラス（まどがらす）が割れたり、棚（たな）の皿（さら）や本（ほん）が落ちたりします。

ゆ き ■揺れたら 気をつけること

いえ
家にいるとき：

つくえ した はい あたま まも
机（つくえ）の下（した）などに 入（はい）って、頭（あたま）を 守（まも）ります。あわてて 外（そと）へ 出（で）ないでください。

そと
外に いるとき：

ぶろっくべい たお お
ブロック塀（ぶろっくべい）など、倒（たお）れたり 落（お）ちたりするものから はなれてください。

がっこう
学校に いるとき：

せんせい い き つくえ した はい
先生（せんせい）の 言（い）うことを よく 聞（き）いて、机（つくえ）の下（した）などに 入（はい）ってください。

みせ でんしゃ
店・電車などに いるとき：

みせ ひと い き
あわてないで、店（みせ）の人（ひと）などが 言（い）うことを よく 聞（き）いてください。



■揺れが止まったら すること

地震の始まり～2分 : ドアや窓を開けて、逃げる道をつくります。

ガラスでけがをしないように、くつをはきます。

2分～5分、揺れの終わり : 火を消して、ガスの栓を閉めます。

家には危ないとき :

地震で家が壊れそうなときや、近くで火事が起きているときは、避難所へ行きます。

・テレビやラジオ、SNSなどで、地震について見たり聞いたりします。

・ガスの栓を閉めて、電気のブレーカーを切ります。

・非常用持ち出し品(→8ページ)を持って行きます。

台風

台風は、6月から10月ごろに日本へ来ます。台風が来ると、強い雨が降って、強い風が吹きます。



・家の外にある飛んで行きそうなものは、家の中に入れてください。

・窓ガラスが割れるかもしれません。シャッターやカーテンを閉めてください。

・できるだけ外へ出ないでください。



大雨・洪水

たくさん雨が降ると、川の水などがあふれたり、(洪水と いいます。) 家の中に水が入ってくるかもしれません。

・川の近くへ行かないでください。

・崖や山が崩れて落ちてくるかもしれません。(土砂崩れや、土砂災害と いいます。)

・大雨や洪水のとき、水の高さが、膝の上まで あったら、

建物の2階より上に上がってください。

・壊れた電柱や電気の線の近くに、行かないでください。



台風、大雨、洪水などのとき、注意報や警報、避難指示(「危ないので逃げてください」というお知らせ)が出る場合があります。テレビやラジオ、SNSなどで、台風や大雨などの情報を確かめてください。警報などが出ると、学校が休みになる場合があります。

さいがい まえ じゅん び
災害の前の 準備



さいがい あぶ ひなんじょ たし
■災害で 危ないところと、避難所を 確かめてください。

さいがい まえ いえ がっこう かいしゃ さいがい あぶ ばしょ
 災害の前に、家や学校、会社が、災害のときに 危ない 場所か

たし たし
 どうか 確かめてください。また、家の近くの 避難所が どこにあるか 確かめてください。

さいがい あぶ ひなんじょ ばしょ いたみし はぎーどまっぷ しら
 災害のときに 危ないところや 避難所の場所は、伊丹市のハザードマップで 調べてください。

さいがい かぞく ともだち れんらく ほうほう さいがい まえ き
 災害のときに 家族や友達と 連絡する方法も、災害の前に 決めてください。

いたみし こうずいはぎーどまっぷ いたみし ないすいはぎーどまっぷ はんれい ことば
伊丹市 洪水ハザードマップと 伊丹市 内水ハザードマップの 凡例の言葉

ことば 言葉	いみ 意味
ないすい 内水	たくさん あめ ふ みず たくさん 雨が 降って、水が あふれて、 みち たてもの 道や 建物などに たまること
こうずい 洪水	たくさん あめ ふ かわ みず たくさん 雨が 降って、川などの 水が あふれて、 みち たてもの 道や 建物などに たまること
していぎんきゅう ひなん ばしょ 指定緊急避難場所	さいがい じしん こうずい あぶ 災害〈地震、洪水など〉で 危ないときに、 に 逃げる ところ
じしゅ ひなんじょ 自主避難所	さいがい じしん こうずい あぶ 災害〈地震、洪水など〉で 危ないときに、 に 逃げる ところ (伊丹市から 避難指示〈「逃げて ください」という お知らせ〉が出る前に、 はや に つか 早めに 逃げる時、使えます。)
ぼうさいびちくそうこ 防災備蓄倉庫	じしん つか はい そうこ 地震などのときに 使うものが 入っている 倉庫
おくがいかくせいき 屋外拡声器	じしん ほか くに みさいる ちか 地震や、他の 国から ミサイルが 近づいたときに、 し すピーカー 知らせる スピーカー
すいぼうそうこ 水防倉庫	おおあめ つか はい そうこ 大雨などのときに 使うものが 入っている 倉庫
しんすい ばあい そうてい 浸水した場合に想定される すいしん 水深	たくさん あめ ふ みず たくさん 雨が 降って、水が あふれたときに、 かんが みず ふか 考えられる 水の 深さ
いじょう くいき 〇m以上の区域	あふれた水が、〇メートル以上の 深さになる ところ
しんすいそうていくいき 浸水想定区域	たくさん あめ ふ みず たくさん 雨が 降ったとき、水が あふれて、 たまるかもしれない ところ
どしゃさいがいけいかい くいき 土砂災害警戒区域/ ほうかい そうてい くいき 崩壊が想定される区域	たくさん あめ ふ がけ つち いし たくさん 雨が 降ったとき、崖から 土や 石が お 落ちてくるかもしれない ところ

あぶり
○アプリ： Safety tips

にほん じしん おおあめ し ひなんじょうほう あぶ に し
日本の地震や大雨のお知らせ、避難情報〈危ないときに逃げるためのお知らせ〉を
つた あぶり
伝えるアプリです。

ことば にほんご えいご ちゅうごくご かんたいじ ほんたいじ かんこくご すべいんご ぼるとがるご
言葉：日本語、英語、中国語（簡体字・繁体字）、韓国語、スペイン語、ポルトガル語、
べとなむご たいご いんどねしあご ふいりびんご ねぼーるご くめーるご
ベトナム語、タイ語、インドネシア語、フィリピン語、ネパール語、クメール語、
びるまご もんごるご
ビルマ語、モンゴル語



あぶり ぼうさいねっと ぼうさいねっと
○アプリ： いたみ防災ネット（ひょうご防災ネット）

いたみし じしん こうずい し ひなんじょうほう あぶ に
伊丹市の地震や洪水などのお知らせや、避難情報〈危ないときに逃げるための
し つた あぶり
お知らせ〉を伝えるアプリです。

ことば にほんご えいご ちゅうごくご かんたいじ ほんたいじ かんこくご すべいんご ぼるとがるご
言葉：日本語、英語、中国語（簡体字・繁体字）、韓国語、スペイン語、ポルトガル語、
べとなむご たいご いんどねしあご ふらんすご どいつご いたりあご
ベトナム語、タイ語、インドネシア語、フランス語、ドイツ語、イタリア語



※iPhone は、アメリカや、その他の国で登録された、Apple Inc. の商標です。
iPhone の商標は、アイホン株式会社のライセンスに基づき使用されています。
※Android は、Google Inc. の商標です。

持ち出し品の準備をしましょう

地震や大雨などの災害で避難所〈危ないときに逃げる
ところ〉などへ逃げるとき、持ち出し品を持って行きます。

災害の前から、準備をしましょう。逃げるときに両手が
使えるように、リュックに入れておくといいです。



<input type="checkbox"/> ばすぽーと パスポート	<input type="checkbox"/> みず 水
<input type="checkbox"/> ざいりゅうかーど 在留カードや とくべつえいじゅうしゃしょうめいしょ 特別永住者証明書	<input type="checkbox"/> かんでんち 乾電池
<input type="checkbox"/> くすり 薬	<input type="checkbox"/> ひじょうしょく かんづめ びすけっと など 非常食（缶詰、ビスケットなど）
<input type="checkbox"/> かね お金	<input type="checkbox"/> ふく き 服（着がえ）
<input type="checkbox"/> かいちゅうでんとう らいと 懐中電灯（ライト）	<input type="checkbox"/> たおる タオル
<input type="checkbox"/> けんこうほけんしょう 健康保険証	<input type="checkbox"/> びにーるぶくろ ビニール袋
<input type="checkbox"/> らじお ラジオ	<input type="checkbox"/> ますく マスクなど
<input type="checkbox"/> ぎんこう つうちょう きゃっしゅかーど 銀行の通帳（キャッシュカード）	

問い合わせ先

伊丹市 危機管理室 〈電話番号 072-784-8166〉

災害の後

災害で家が壊れたとき

地震や台風、火事などで家が壊れたとき、罹災証明書申請書という書類を、市役所や消
防局に出します。地震や火事などが起こってから、1か月のあいだに出してください。

どれくらい家が壊れたか調べて、罹災証明書を出します。罹災証明書があると、
税金や保険のお金が少なくなることがあります。

問い合わせ先

火事で家が壊れたとき：伊丹市消防局 警防課 〈電話番号 072-783-0242〉

地震や台風で家が壊れたとき：伊丹市市民税課 〈電話番号 072-784-8022〉

ざいりゅうしかく 在留資格

ざいりゅうしかく 在留資格

ざいりゅうしかく なに にほん き
在留資格は、何をするために日本にいるかによって、決まり
ます（働く、勉強するなど）。在留資格と違うことは
できません。在留資格や在留期間（何年（何か月）
にほん いることができるか）は、人によって違って、
ざいりゅうカード か
在留カードに書いています。



ざいりゅうきかん こうしん ざいりゅうきかん なが ○在留期間の更新（在留期間を長くすること）

ざいりゅうきかん なが ざいりゅうきかん お ひ げつまえ お ひ
在留期間を長くするときは、在留期間が終わる日の3か月前から終わる日までに、
ちか しゅつにゅうこくざいりゅうかんりきょく い しよるい だ
近くの出入国在留管理局へ行って、書類を出してください。

しゅつにゅうこくざいりゅうかんりきょく も もの 出入国在留管理局に持っていく物

- ばすぽーと
・パスポート
- ざいりゅうカード
・在留カード
- さいきん げつ あいだ じぶん かお しゃしん まい さいいじょう ひと
・最近6か月の間にとった自分の顔の写真1枚（16歳以上の人）
- ざいりゅうきかんこうしんきよかしんせいしよ こーど だうんろーど
・在留期間更新許可申請書（QRコードからダウンロードできます→）
- ほか ひつよう しよるい ざいりゅうしかく しゅるい ちが
・他にも必要な書類があります。（在留資格によって種類が違います。）



おーばーすてい ○オーバーステイ

ざいりゅうきかん お にほん おーばーすてい ふほうざんりゅう ふほうたいざい
在留期間が終わっても日本にいて、オーバーステイ（不法残留・不法滞在）になり
ます。オーバーステイは、犯罪です。日本にいたいと思っても、自分の国に連れて帰られ
ることがあります。また、300万円以下のお金をはらったり、警察に捕まることもありま
す。オーバーステイになったら、少なくとも5年は、日本に来ることができません。

ざいりゅうしかく へんこう ざいりゅうしかく か ○在留資格の変更（在留資格を変えること）

がっこう そつぎょう しごと はじ にほん もくてき か ひと ざいりゅう
学校を卒業したり、仕事を始めたりして、日本にいる目的が変わる人は、在留
資格を変えなければいけません。近くの出入国在留管理局に書類を出して
ください。

しゅつにゆうこくざいりゆうかんりきよく も もの
出入国在留管理局に持っていく物

- ばすぽーと
・パスポート
- ざいりゆうかーど
・在留カード
- さいきん げつ あいだ と じぶん かお しゃしん まい さいいじょう ひと
・最近6か月の間に撮った自分の顔の写真1枚(16歳以上の人)
- ざいりゆうしかくへんこうきよかしんせいしよ こーど だうんろーど
・在留資格変更許可申請書(QRコードからダウンロードできます→)
- ほか ひつよう しょうい ざいりゆうしかく しゅるい ちが
・他にも必要な書類があります。(在留資格によって種類が違います。)



う こ ざいりゆうしかく しゅとく ざいりゆうしかく
○生まれた子どもの在留資格の取得(在留資格をもらうこと)

にほん こ 子が う 生まれて、子どもの 国籍が 日本ではないとき、そして、生まれてから
60日より 長く 日本にいるときは、近くの 出入国在留管理局に 書類を 出します。

① 子どもが 生まれてから 14日までに、市役所に 出生届を 出します。

(くわしくは 18ページを 見てください。)そして、次のものを もらいます。

- しゅっしょうとどけでしよきさいじこうしょうめいしよ
・出生届出書記載事項証明書
- じゅうみんひょう うつ じゅうみんひょうきさいじこうしょうめいしよ
・住民票の写しか、住民票記載事項証明書

② 子どもが 生まれてから 30日までに、市役所でもらった 書類を持って、

近くの 出入国在留管理局へ 行ってください。

しゅつにゆうこくざいりゆうかんりきよく も もの
出入国在留管理局に持っていく物

- しゅっしょうとどけでしよきさいじこうしょうめいしよ
・出生届出書記載事項証明書
- じゅうみんひょう うつ じゅうみんひょうきさいじこうしょうめいしよ
・住民票の写しか、住民票記載事項証明書
- こ ばすぽーと ばすぽーと
・子どものパスポート(パスポートがないときは、いりません。)
- ざいりゆうしかくしゅとくきよかしんせいしよ こーど だうんろーど
・在留資格取得許可申請書(QRコードからダウンロードできます→)
- ほか ひつよう しょうい
・他にも必要な書類があります。



えいじゆうきよか にほん す
○永住許可(日本にずっと住む)

にほん す 日本に ずっと 住みたいときは、永住許可の 申請を してください。近くの

出入国在留管理局へ 行って、永住許可申請書という 書類を 出して

ください。この申請書を出すために いる 時間(どれだけ 長く 日本に 住んで

いるか)は、在留資格によって 違います。

えいじゆうきよかしんせいしよ こーど だうんろーど
(永住許可申請書はQRコードからダウンロードできます→)



永住の申請をできるのは、10年以上 続けて 日本にいる人です。その10年のうちの5年は、働くための在留資格（「技能実習」と「特定技能1号」以外）か、「永住者」「日本人の配偶者等」「永住者の配偶者等」「定住者」の在留資格で日本にいないといけません。

ただし、下のような人などは、日本にいる時間が10年より短くても、永住の申請ができます。（他にも、日本にいる時間が10年より短くても申請できる人がいます。くわしくは、出入国在留管理局に聞いてください。）

- ① 日本人/永住者/特別永住者の、夫や妻：
結婚して3年以上がたっていて、この先の1年以上も続けて日本にいる人
- ② 日本人/永住者/特別永住者の、子どもなど：1年以上 続けて日本にいる人
- ③ 「定住者」の在留資格の人：5年以上 続けて日本にいる人
- ④ 難民と認められた人：難民と認められてから、5年以上 続けて日本にいる人

○再入国（日本から出て、また日本へ帰ってくる）

在留資格を持っている人が、再入国をするときは、出入国在留管理局で再入国許可をもらってください。再入国の許可をもらわないで日本を出ると、日本に入れないこともあります。ただし、1年以内に日本に帰るときは、再入国の許可をもらわなくていいです。（みなし再入国と言います。）
（再入国申請書はQRコードからダウンロードできます→）



在留カード

在留カードは、日本であなたの身分を証明するカードです。90日以上日本に住む外国人は、在留カードがいます。また、在留カードは、いつも持っていなければいけません。カードを持っていないと、20万円以下のお金をはらわないといけません。在留カードは、銀行で口座を作るときや、学校の手続きをするときなどにもいります。



ざいりゅうかーど　つか　きかん
○在留カードが使える期間

とし 年	えいじゅうしゃ 永住者	えいじゅうしゃ　いがい　ちゅうちようき　ざいりゅうしゃ 永住者以外（中長期在留者）
さい　ひと 16歳までの人	さい　たんじょうび　ねん 16歳の誕生日(2023年11 がつ　にちいこう　こうふ 月1日以降に交付された かーど　たんじょうび　ぜんじつ カードは誕生日の前日 まで)　まで	ざいりゅうきかん　お　ひ 在留期間の終わりの日か、 さい　たんじょうび　ねん　がつ　にちいこう 16歳の誕生日（2023年11月1日以降に こうふ　かーど　たんじょうび　ぜんじつ 交付されたカードは誕生日の前日まで） か、どちらか　はや　ひ 早い日まで
さいいじょう　ひと 16歳以上の人	かーど　ひ カードをもらった日から ねんかん 7年間	ざいりゅうきかん　お　ひ 在留期間の終わりの日まで

ざいりゅうかーど　か　か
○在留カードに書いてあることを変えるとき

か 変えること	いつまでに　しゅつにゅうこく 出入国 ざいりゅうかんりきよく　い 在留管理局へ行きます すか？	どこで か 変えますか？	ひつよう 必要なもの
なまえ　せいべつ　こくせき A:名前や性別、国籍などが か 変わるとき			
かいしゃ　がっこう　なまえ B:会社や学校の名前や ばしょ　か 場所が変わるとき。 かいしゃ　がっこう 会社や学校をやめるとき	か 変わってから14日まで	ちか　しゅつにゅうこく 近くの出入国 ざいりゅうかんりきよく 在留管理局	ぱすぽーと ①パスポート ざいりゅう ②在留 かーど カード しゃしん ③写真
にほんじん　おっと　つま C:日本人の夫や妻と りこん　にほんじん 離婚したとき。日本人の おっと　つま　し 夫や妻が死んだとき	りこん　ひ　し 離婚した日や、死んだ ひ　か 日から14日まで		

※BとCのとき、永住者の人は、在留カードに書いてあることを変えなくていいです。

(在留カードについて、QRコードから調べることができます→)



と　あ　さき
問い合わせ先
 おおさかしゅつにゅうこくざいりゅうかんりきよくこうべしきよく　でんわばんごう
 大阪出入国在留管理局神戸支局 〈電話番号 078-391-6377〉
 がいこくじんざいりゅうそうごういんぷおめーしょんせんたー　げつようび　きんようび
 外国人在留総合インフォメーションセンター（月曜日～金曜日の8:30～17:15）
 でんわばんごう　でんわ
 〈電話番号 0570-013904（IP電話などのとき 03-5796-7112）〉

こくせき 国籍

■帰化 <国籍を日本にすること>

帰化とは、日本の国籍を持っていない人が、申請をして、日本の国籍をもらうことで、帰化をすると、日本の他の国籍をなくします。帰化は、法務省に申請します。帰化ができるのは、18歳以上で、日本に5年以上続けて住んでいる人です。また、ふだんの生活で使う日本語ができなければいけません。この他にも、帰化するためのきまりがあります。くわしくは、法務局に聞いてください。

■国籍を選ぶ

日本では、2つの国籍を持つことはできません。日本の国籍とそれ以外の国の国籍の両方を持っている人は、20歳になるまでにどちらか1つの国籍を選ばなくてはなりません。くわしくは、法務局に聞いてください。

とあさき 問い合わせ先

こうべちほうほうむきょく いたみしきょく そうむか でんわぼんごう
神戸地方法務局 伊丹支局 総務課 〈電話番号 072-779-3451〉

じゅうみんとろうく 住民登録

じゅうみんとろうく 住民登録

じゅうみんとろうく 住民登録は、「3か月よりも長く日本に住む外国人（在留資格がある人）」が、市役所で名前や住むところを登録することです。

どんなときに市役所へ行きますか？	いつまでに市役所へ行きますか？	市役所へ持って来るもの
がいくから伊丹市へ引っ越したとき	引っ越してから14日まで	①在留カード (在留カードを後でもらう人は、パスポートでいいです。)
日本の中で、伊丹市以外の市・町から伊丹市へ引っ越したとき	引っ越してから14日まで	①在留カード ②転出証明書(伊丹市の前に住んでいた市・町の役所で、先にもらった人) ③マイナンバーカード(持っている人)
伊丹市の中で引っ越したとき	引っ越してから14日まで	①在留カード ②マイナンバーカード(持っている人)

伊丹市から、他の市・町や外国へ引っ越すときは、伊丹市役所に転出届を出してください。

どんなときに市役所へ行きますか？	いつ市役所へ行きますか？	市役所へ持って来るもの
伊丹市から、他の市・町や外国へ引っ越すとき	引っ越しの日の14日前から引っ越しの日まで	①在留カード ②マイナンバーカード(持っている人)

■ 住民票

住民票には、あなたの名前、住んでいるところ、生まれた日などが書いてあります。家を借りるときや運転免許証を取るときなどに使います。

市役所で 住民票の写しなどを もらうときは、本人確認書類(在留カードやパスポートなど)を持って来てください。住民票の写しなどを もらうには、お金が いらいます。

■マイナンバー〈日本に住んでいる人が持つ番号〉

日本に住む人には、マイナンバー(個人番号)という番号があります。この番号は、1人ずつ 違います。



マイナンバーは、次のようなとき使います。

- ・銀行で口座を作るときや、外国にお金を送るとき、外国から送ってもらうとき
- ・市役所で、社会保険や税金の書類を出すとき

マイナンバーカードの作り方：

①市役所で 住民登録をすると、個人番号通知書〈あなたのマイナンバーが書いてある紙〉が、あなたの家に 届きます。

②個人番号通知書が 届いたら、マイナンバーカードを もらうための、申し込みを してください。市役所や、オンラインで 申し込むことができます。

③あなたのカードの 準備ができたら、市役所から、交付通知書という手紙が 届きます。カードを受け取るために、交付通知書と、在留カード、通知カード(持っている人だけ)、住基カード(持っている人だけ)を持って、あなたが市役所 市民課へ 行ってください。15才より 小さい子どもは、お父さんか お母さんなどと 一緒に 来て ください。

※初めてマイナンバーカードを作るときは、お金は いらしません。

※住んでいるところが 変わったときは、マイナンバーカードに 書いてある 住むところも 変えなければいけません。引っ越してから 14日のあいだに、引っ越した市・町の役所へ 行って、カードを 出してください。

※マイナンバーカードの有効期限は、在留カードの有効期限と同じです。在留期限を 長くしたときは、有効期限が 終わる前に マイナンバーカードを持って、すぐに 市役所へ 来て ください。

マイナンバーカードは、次のようなとき使います。

- ・マイナンバーを 知らせるとき
- ・市役所などの サービスを 使うとき(保育園の 申し込みを インターネットでする など)
- ・登録を すると、病院へ 行ったとき マイナンバーカードを 健康保険証として 使うことができる

■印鑑登録

印鑑登録は、あなたの印鑑（はんこ）が、あなたのものであるということをわかるように
 することです。印鑑登録は、市役所 市民課で できます。印鑑登録をした 印鑑のことを、
 実印といいます。印鑑登録をすると、印鑑登録証 という カードが もらえます。印鑑登録
 証を もらうのには、お金が いきます。印鑑登録のために 市役所へ 来るときは、実印に
 したい 印鑑と、本人確認書類（在留カードなど）を 持って来て ください。家を 借りたり、
 買ったり、車 を 買うための 大切な 書類には、実印を 使います。

次のような 印鑑は、登録が できません。注意してください。

- ① 印鑑の 大きさは、「8mmより小さい」もの、「25mmより大きい」もの
- ② 住民票に 登録していない 名前や 通称名を 文字で 表した もの
- ③ ゴムや プラスチックなど、形が 変わりやすいもの
- ④ 印鑑が 割れていて、文字の 一部が 欠けているもの

それ以外にも 登録できない 印鑑が あります。くわしいことは、市役所に 聞いて ください。



とあきき 問い合わせ先

伊丹市 市民課 〈電話番号 072-784-8038〉

結婚と離婚

■結婚

外国人が 日本で 結婚するときには、市役所に 婚姻届（結婚することを 市役所に
 知らせる 書類）を出してください。他にも 必要なものがあります。また、結婚する人の
 国籍によって、結婚できる 年が ちがいます。大使館や領事館に 聞いて ください。

市役所へ 持って来る もの	出す ところ	いつ	出す人
① 婚姻届（市役所で もらえます） ※自分たち以外の 大人2人の サインが いきます。 ② 外国人は、婚姻要件具備 証明 明か それの代わりのも ③ パスポートか 在留カード	結婚する 2人の どちらかが 住んで いるところか、 日本人の 本籍地 の 市役所	いつでも	結婚する ふたり 2人



婚姻要件具備証明書（結婚できることをわかるようにする書類）は、大使館や領事館でもらってください。日本語に訳したのも、一緒に出してください。日本語に訳した人のサインがいます。婚姻要件具備証明書がもらえないときなど、くわしいことは、市役所に聞いてください。

次に、自分の国の大使館・領事館に、結婚したことを知らせます。そのときに必要な書類は、国によって違います。くわしいことは、大使館・領事館に聞いてください。

問い合わせ先

婚姻届のこと：伊丹市市民課〈電話番号 072-784-8038〉

伊丹市同性パートナーシップ宣誓制度

同性（男と男、または、女と女）のカップルが、お互いを人生のパートナーにしたいとき、そのことを市長に誓うと、伊丹市から受領証（2人がパートナーだと、伊丹市が認めたと書いている紙）を渡します。



同性カップルの人は、家族の関係が求められるとき（病院や家探しなど）、この受領証を出すと、家族と同じ関係だとわかってもらいやすくなります。

この宣誓（誓うこと）をしたい人は、市役所 同和・人権・平和課に聞いてください。

問い合わせ先

伊丹市 同和・人権・平和課〈電話番号 072-784-8077〉

離婚

日本に住んでいる外国人が離婚するときは、市役所に離婚届（結婚した2人が、結婚をやめることを、市役所に知らせる書類）を出してください。

市役所へ 持って来る もの	出す ところ	いつ	出す人
<p>① 離婚届（市役所で もらえます）</p> <p>※話し合いで 離婚するときは、自分たち以外の 大人2人のサインが います。</p> <p>② パスポートか 在留カード</p>	<p>離婚する 2人の どちらかが 住んで いるところか、日本人の 本籍地 の市役所</p>	<p>※離婚の方法で 違います。市役所に 聞いてください。</p>	

日本にほんで離婚りこんするとききは、日本にほんのきまりきまりによって離婚りこんします。裁判さいばんで離婚りこんしたとききは、
前まえのページページの①～②の他ほかに、市役所しやくしよに出だすものものが有あります。くわしいことことは、市役所しやくしよに
聞きいてください。

未成年みせいねんの子こどもが有あるとききは、親権者しんけんしゃ〈子こどもの世せ話をわする親おや〉をき決きめます。
そして、離婚届りこんとどけの親権者しんけんしゃのことところこに子こどもの名な前まえをか書かいてください。

また、外国人がいこくじんは、自じ分ぶんの国くにの大たい使し館かんや領事館りょうじかんに、離婚りこんしたことをし知しらせます。

裁判さいばんをしないと離婚りこんできない国くにも有あります。日本にほんの市役所しやくしよに離婚届りこんとどけを出だす前まえに、
自じ分ぶんの国くにの離婚りこんのきまりきまりや、離婚りこんのときに必ひつ要ような書類しよるいについて、大たい使し館かんや領事館りょうじかんに
聞きいてください。

在留資格ざいりゅうしかくが「日本にほん人じんの配偶者等はいぐうしゃとう」や「家族滞在かぞくたいざい」の人ひとは、日本にほん人じんと離婚りこんしたら
在留資格ざいりゅうしかくをか変へえなければいけません。くわしくは、9ページと12ページをみてください。

とあさき
問い合わせ先

りこんとどけ
離婚届のこと：伊丹市 市民課 〈電話番号 072-784-8038〉

う し
生まれたときと 死んだとき

う
■生まれたとき

しゅっしょうとどけ
○出生届

子こどもがうまれたら、出しゅ生っ届しょう〈子こどもがうまれたことを市役所しやくしよに知しらせる書類しよるい〉
を市役所しやくしよにだしてください。それまでに、子こどもの名な前まえをき決きめてください。

しやくしよ も く 市役所へ 持って来る もの	だ 出す ところ	いつ	だ ひと 出す人
① 出生届 (出生届の紙 は、病院や市役所でもらえ ます。子 <small>こ</small> どもが <small>う</small> ま <small>れ</small> たとき <small>に</small> 、 この紙 <small>かみ</small> に 医者 <small>いしゃ</small> か助産師 <small>じよさんし</small> サインをもらってください)	した 下の どこかの 市役所 ・子 <small>こ</small> どもが う ま <small>れ</small> たところ ・お父 <small>とう</small> さん <small>や</small> お母 <small>かあ</small> さんが 住 んでいるところ	う ひ ・ま <small>れ</small> た日 <small>ひ</small> を い かい 入 <small>い</small> れて14日以内 ・外 <small>がい</small> 国 <small>こく</small> で 生 <small>う</small> ま れたときは、生 <small>う</small> ま れた日 <small>ひ</small> を 入 <small>い</small> れて 3か月以内 げつ以内	とう お父 <small>かあ</small> さん <small>か</small> お母 <small>かあ</small> さん、 または その りょうほう 両方
② 母子健康手帳 ③ 保険証 ④ パスポートか 在留カード			

また、自分の国の大使館や領事館に、生まれたことを知らせます。そのときにいるものは、国によって違います。くわしいことは、大使館や領事館に聞いてください。

と あ さき
問い合わせ先

しゅっしょうとどけ いたみし しみんか でんわぼんごう
出生届のこと：伊丹市 市民課 〈電話番号 072-784-8038〉

こ ざいりゅうしかく
○子どもの 在留資格

にほん こ う 生まれて、子どもの 国籍が 日本ではないとき、そして、生まれてから 60日より 長く 日本に いるときは、子どもの 在留資格が あります。くわしくは、10ページ を 見てください。

し
■死んだとき

し ぼうとどけ
○死亡届

かぞく し し ぼうとどけ し しやくしよ し しよるい しやくしよ
家族などが 死んだら、死亡届 〈死んだことを 市役所に 知らせる書類〉を 市役所に だ 出して ください。外国人も、日本で 死んだときは、死亡届 を 出して ください。

しやくしよ 市役所へ も 持って来る もの	だ 出す ところ	いつ	だ 出す人
し ぼうとどけ 死亡届 し ぼうしんだんしよ (死亡診断書か したいけんあんしよ 死体検案書 いしや か 〈医者が 書きます〉 が あるもの)	した 下の どのかの 市役所 し ・死んだ ところ し ひと ほんせき ・死んだ 人の 本籍が あった ところ す ・住んでいた ところ	し 死んだことを し ひ 知った日から なの かないない 7日以内	かぞく しんせき 家族・親戚 か、いっしょに す 住んでいる ひと 人など

し ひと かそう し からだ や まいそう し からだ つち なか う
死んだ人を 火葬 〈死んだ人の 体を 焼くこと〉・埋葬 〈死んだ人の 体を 土の中に 埋める
こと〉するとき、死体埋火葬許可証 が あります。埋火葬許可証 は 死亡届 を 出すと 市役所
でもらえます。

と あ さき
問い合わせ先

いたみし しみんか でんわぼんごう
伊丹市 市民課 〈電話番号 072-784-8038〉

○在留カードなどを返してください

死んだ人の在留カードや特別永住者証明書は、死んだ日から14日までに出入国在留管理局へ返してください。返す方法は、下の2つがあります。

①直接持って行く

近くの出入国在留管理局へ持って行ってください。

大阪出入国在留管理局神戸支局の住所：

兵庫県神戸市中央区海岸通29 神戸地方合同庁舎

②郵便で送る

次の3つのものを、郵便で送ってください。

- ・死んだ人の在留カードまたは特別永住者証明書
- ・「在留カード等の返納について」という書類
(QRコードからダウンロードできます→)



- ・死亡届記載事項証明書など(死んだことがわかる書類)

送る先の住所：〒135-0064

東京都江東区青海2-7-11 東京港湾合同庁舎9階

東京出入国在留管理局 おだいば分室あて

※封筒の表に「在留カード等返納」と書いてください。

問い合わせ先

大阪出入国在留管理局神戸支局 〈電話番号 078-391-6378〉

びょうき いりょうほけん 病気と医療保険

びょういん 病院

■ 病院の種類



日本には、大きい病院と小さい病院があります。風邪や、小さい病気やけがのときは、小さい病院へ行きます。小さい病院は、クリニックや医院、診療所などといいます。大きい病気やけが、手術や入院のときは、大きい病院へ行きます。大きい病院は、総合病院などといいます。

病院には、いろいろな診療科があります。病気やけがの種類、体のどこが悪いかで、どの診療科へ行くか決めます。また、大きな病院は、病気の種類によって、いろいろな診療科に分かれています。

医療保険に入っている人は、病院へ行くときに、保険証を持って行ってください。

診療科の名前	どんな病気・怪我のときにいきますか？
内科	風邪やお腹が痛いときなど、いろいろな病気を薬で治します。どの診療科へ行くかわからないときも、ここへ行ってください。
外科	けがを治したり、手術をしたりします。
小児科	15歳までの子どもが病気の時
整形外科	骨折〈骨が折れること〉のときや、腰が痛いときなど
眼科	目の病気の時や、めがねやコンタクトレンズが欲しいとき
歯科	むし歯の時や、歯が痛いとき
耳鼻咽喉科	耳や鼻、喉の病気の時
皮膚科	皮膚の病気や、やけどの時
産婦人科	子どもができたときや、女の人の病気



※診療科は、他にも種類があります。

びょういん さが
■ 病院を 探す

くわしいことは、^{ほーむぺーじ} ホームページを ^み 見てください。

なまえ 名前	せつめい 説明	ほーむぺーじ ホームページ
ひょうごけん いりょうきかん 兵庫県医療機関 じょうほうしすてむ 情報システム	ひょうごけん なか びょういん さが 兵庫県の 中の 病院を 探ることが できます。にほんご えいご しら 日本語と 英語で 調べる ことができます。	
にほんせいふ かんこうきょくていきょう 日本政府観光局提供 いりょうきかんけんさくしすてむ 医療機関検索システム	にほんご えいご ちゅうごくご かんこく 日本語、英語、中国語、韓国・ ちようせんご しら 朝鮮語で調べる ことができます。	

きゅう びょうき
■ 急に 病気になったときの 病院

よるおそ ^{びょういん} 夜遅くなど、^{やす} 病院が 休みのときに、^{きゅう びょうき} 急に 病気になったときに ^い 行くことができる
^{びょういん} 病院が あります。

なまえ ばしょ 名前 (場所)	しんりょうか 診療科	ひ 日	じかん 時間	でんわばんごう うけつけじかん 電話番号と受付時間
いたみし 伊丹市 きゅうじつおうきゅうしんりょうじょ 休日応急診療所 いたみしせんぞ (伊丹市千僧1-1-1)	ないか 内科	どようび 土曜日	18:00～ 21:00	072-784-8171 18:00～20:30
		にちようび 日曜日 しゅくじつ / 祝日	9:00～ 12:00	072-784-8171
		がつ にち 8月13日～ がつ にち 8月15日	18:00～ 21:00	9:00～11:30 /18:00～20:30
		がつ にち 12月30日～ がつよつか 1月4日		
はんしんぎたこういき 阪神北広域こども きゅうびょうせんたー 急病センター いたみしこやいけ (伊丹市昆陽池2-10)	しょうにか 小児科 (15歳以下 で、中学 せいで、 生ままで)	げつようび 月曜日～ きんようび 金曜日	20:00～次の ひ 日の7:00	072-770-9988 しんりょう ばじ 診療が 始まる
		どようび 土曜日	15:00～次の ひ 日の7:00	ぶんまえ つぎ ひ 30分前～次の日の6:30
		にちようび 日曜日 しゅくじつ / 祝日 ふりかえきゅうじつ / 振替休日 がつ にち /12月29日～ がつみっか 1月3日	9:00～次の ひ 日の7:00	でんわそうだん 電話相談もあります (072-770-9981)。 しんりょう ばじ じかん 診療が始まる時間～ つぎ ひ 次の日の6:30

なまえ ばしょ 名前 (場所)	しんりょうか 診療科	ひ 日	じかん 時間	でんわばんごう うけつけじかん 電話番号と受付時間
きゅうじつおうきゅうし かしんりょう 休日応急歯科診療 いたみし せんぞ (伊丹市千僧1-1-1) いたみしりつこうくうほけん 伊丹市立口腔保健 せんたー センター	しか 歯科	にちようび 日曜日 しゅくじつ / 祝日 ふりかえぎゅうじつ / 振替休日 がつ にち / 12月30日～ がつ にち 1月3日	9:00～ 12:00	072-783-0078 9:00～11:30
きゅうじつ やかんきゅうびょう 休日夜間急病 しんりょうじょ 診療所 あまがさきしみずどうちょう (尼崎市水堂町 3-15-20) 2025 ^{ねん} 11 ^{がつ} 1 ^{にち} に した ^{ばしょ} 下の場所へ いてん ^{ばしょ} かわる ^か 移転〈場所が変わる〉 します。 あまがさきしにしなにわちょう (尼崎市西難波町 6-1-9)	がんか 眼科	にちようび 日曜日 しゅくじつ / 祝日 ふりかえぎゅうじつ / 振替休日	9:00～ 17:00	06-6436-8701 9:00～16:30
		がつ にち 12月29日～ がつ にち 1月3日	9:00～ ^{つぎ} 次の ひ 日の6:00	06-6436-8701 9:00～ ^{つぎ} ^ひ 次の日の5:30
	じびいんこう 耳鼻咽喉 か 科	どようび 土曜日	18:00～ 21:00	(2025 ^{ねん} 10 ^{がつ} 31 ^{にち} まで) 06-6436-8701 (2025 ^{ねん} 11 ^{がつ} 1 ^{にち} から) 06-6480-9500 18:00～20:30
		にちようび 日曜日 しゅくじつ / 祝日 ふりかえぎゅうじつ / 振替休日	9:00～ 17:00	(2025 ^{ねん} 10 ^{がつ} 31 ^{にち} まで) 06-6436-8701 (2025 ^{ねん} 11 ^{がつ} 1 ^{にち} から) 06-6480-9500 9:00～16:30
		がつ にち 12月29日～ がつ にち 1月3日	9:00～ ^{つぎ} 次の ひ 日の6:00	(2025 ^{ねん} 10 ^{がつ} 31 ^{にち} まで) 06-6436-8701 (2025 ^{ねん} 11 ^{がつ} 1 ^{にち} から) 06-6480-9500 9:00～ ^{つぎ} ^ひ 次の日の5:30

と あ さき
問い合わせ先

いたみし けんこうせいさくか いたみしりつほけんせんたー でんわばんごう
伊丹市 健康政策課 (伊丹市立保健センター) 〈電話番号 072-784-8080〉

びょういん つうやく
■ 病院の 通訳など

びょうき いしゃ はな つうやく ひと いりょうつうやく
 病 気や けがについて 医者と 話すときの 通訳の人を、医療 通訳と います。

でんわ いりょうつうやく
電話による 医療 通訳

びょういん いしゃ つうやく ひと でんわ いしゃ はなし つうやく
 病 院で、医者が 通訳の人に 電話を すると、あなたと 医者の 話の 通訳を してく
 れます。あなたが 行く 病院が この通訳サービスに 申し込むと、サービスを 使うことが
 できます。病 院と あなたの、どちらも 通訳の お金は ありません。病 院が 登録をする
 と、通訳のための 電話番号を 教えてもらうことが できます。

じかん でんわばんごう もう こ と あ
 時間 10:00~15:00 / 電話番号 (申し込みや 問い合わせ だけ) 050-3405-0397

ようび 曜日	ことば 言葉
げつようび 月曜日	えいご かんこくご ふいりびんご 英語、韓国語、フィリピン語
かようび 火曜日	えいご ちゅうごくご たいご 英語、中国語、タイ語
すいようび 水曜日	えいご すべいんご ベとなむご 英語、スペイン語、ベトナム語
もくようび 木曜日	えいご ちゅうごくご 英語、中国語
きんようび 金曜日	えいご ぼるとがるご ベとなむご 英語、ポルトガル語、ベトナム語

でんわ いりょうそうだん
電話による 医療 相談

がいこくご はな びょういん し にほん びょういん
 外国語で 話すことが できる 病院を 知りたいときや、日本の 病院の しくみなどを
 知りたいとき、外国語で 教えてください。

じかん でんわばんごう
 時間 10:00~16:00 / 電話番号 03-6233-9266

ようび 曜日	ことば 言葉
げつようび 月曜日	えいご かんこくご ふいりびんご 英語、韓国語、フィリピン語
かようび 火曜日	えいご ちゅうごくご たいご 英語、中国語、タイ語
すいようび 水曜日	えいご すべいんご ベとなむご 英語、スペイン語、ベトナム語
もくようび 木曜日	えいご ちゅうごくご 英語、中国語
きんようび 金曜日	えいご ぼるとがるご ベとなむご 英語、ポルトガル語、ベトナム語

と あ きき
問い合わせ先

アム ダ こくさいいりょうじょうほうせんたー でんわばんごう
 AMDA国際医療 情報センター (電話番号 03-6233-9266)

げつようび きんようび
 (月曜日~金曜日の 10:00~16:00)

医療保険

日本に住む人は、医療保険に入らなければいけません。けがや病気で病院へ行く
ときのために、みんなでお金を払います。病院へ行ったときに自分で払うお金が少
なくなります。残りのお金は、保険から出ます。

日本の医療保険には、「健康保険（社会保険）」と「国民健康保険」、「後期高齢者
医療制度」があります。3つのうち、どれかに入ります。

健康保険と国民健康保険

健康保険は、会社で働いている人が、会社で手続きをして入ります。健康保険に
入っている人の日本に住んでいる家族も、健康保険に入ることができます。自分や
家族が健康保険に入ることができるかどうかは、会社に聞いてください。

国民健康保険は、健康保険に入っていない人が、市役所で手続きをして入りま
す。仕事を始めるので、国民健康保険をやめて、健康保険に入るときは、市役所に
教えてください。

健康保険や国民健康保険に入っている人は、病院でかかるお金のうち30%を
病院で払います。70歳～74歳の方は、20%を払います。（給料などが多い人は、
30%を払います。）入っていない人は、病院でかかるお金のうち100%を払います。

たとえば病院でかかるお金が3,000円の時

入っている人・・・900円を払います。

入っていない人・・・3,000円を払います。

病院に行くとき：

病院に行くときはマイナ保険証※が資格確認書を必ず持って行ってください。マイナ
保険証や資格確認書は大切なものですから、他の人に貸したり売ったりしてはいけません。

※マイナ保険証とは、保険証として使うことができるように登録をしたマイナンバーカード
のことです。

保険料（保険のお金）：

医療保険に入った人は、保険料をはらわなければいけません。

健康保険に入っている人は、保険料の半分を会社が払います。残りの半分
はあなたが払います。（会社の給料から保険料が引かれます。）

こくみんけんこうほけん はい ひと しやくしょ ほけんぜい ほけんぜい か
国民健康保険に入っている人は、市役所に保険税をはらいます。保険税は、家
ぞく かず きゅうりょう かね き しやくしょ ほけんぜい
族の数や給料などのもらったお金によって決まります。市役所から、保険税の
のうふしよ かね かみ き かね ほけんぜい
納付書〈お金をはらうための紙〉が来ます。お金がなくて、保険税をはらう
ことができないときは、市役所に相談してください。

と あ さき
問い合わせ先

こくみんけんこうほけん
国民健康保険のこと：

いたみし こくほねんきんか こくみんけんこうほけん でんわばんごう
伊丹市 国保年金課（国民健康保険）〈電話番号 072-784-8040〉

こうきこうれいしゃいりようせいど
■後期高齢者医療制度

こうきこうれいしゃいりようせいど さいいじょう ひと さいいじょう いったい しょうがい ひと
後期高齢者医療制度は、75歳以上の人と、65歳以上で一定の障害があると認められた
ひと はい びょういん かね びょういん
人が入ります。病院でかかるお金のうち、10%か20%か30%を病院ではらいます。

(10%か20%か30%かは、きゅうりょう ねんきん かね おお き
給料や年金などのお金の多さで決まります。)

さい こうきこうれいしゃいりようせいど はい ひと はい てつづ
75歳になって後期高齢者医療制度に入る人は、入るための手続きはいりません。

しやくしょ しかくかくにんしよ ほけん はい かーど とど こうきこう
市役所から資格確認書〈保険に入っていることがわかるカード〉が届きます。また、後期高
れいしゃいりようせいど はい こくみんけんこうほけん けんこうほけん こくみんけんこうほけん
齢者医療制度に入るときは、国民健康保険や健康保険をやめます。国民健康保険を
やめるための手続きはいりませんが、けんこうほけん てつづ ひつよう ばあい
健康保険は手続きが必要な場合があります。

しかくかくにんしよ
資格確認書：

びょういん い しやくしょ しかくかくにんしよ まいなんばーかーど ほけんしょう
病院へ行くときは市役所からもらう資格確認書かマイナンバーカード(保険証とし
つか とうろく をしてあるもの)を必ず持って行ってください。資格確認書は大切なもの
ですから、ほか ひと か う
他の人に貸したり売ったりしてはいけません。

ほけんりよう ほけん かね
保険料(保険のお金)：

ほけんりよう ねんきん ひ ねんきん ねん まんえん すく ひと
保険料は、ふつう、年金から引かれます。年金が1年で18万円より少ない人など
は、しやくしょ とど のうふしよ かね かみ つか
市役所から届く納付書〈お金をはらうための紙〉を使うなどしてはらって
ください。かね ほけんりよう
お金がなくて、保険料をはらうことができないときは、市役所に相談
してください。

と あ さき
問い合わせ先

いたみし こうきいりようふくしか でんわばんごう
伊丹市 後期医療福祉課〈電話番号 072-784-8041〉

ねんきん
年金

ねんきん
■年金とは

年をとったときや 病気や けがで 仕事ができなくなったとき、生活のための お金を
もらうことができる 保険です。若くて 元気なときに お金を はらいます。10年以上 お金
をはらった 人は、65歳から 年金を もらうことができます。年金に 入っていた 人が
死んだとき、家族が お金を もらうことも あります。年金には、「国民年金〈みんなが
入る 年金〉」と「厚生年金〈会社で 働く 人が 入る 年金〉」があります。

国民年金は、日本に 住んでいる 20歳~59歳の 人が、入らなければ いけません。
外国人も 入らなければ いけません。国民年金に 入ると、基礎年金番号通知書が
もらえます。

厚生年金は、会社で 決まった時間以上 働いている、70歳に
なっていない 人が 入ります。

国民年金と 厚生年金の 両方に入った 人は、両方から
お金が もらえます。



ねんきん はい ほうほう
■年金に入る 方法

①国民年金：市役所で 手続きをします。

②厚生年金：働いている 会社が、あなたの 代わりに 手続きをします。

ねんきん かね ほけんりょう
■年金の お金（保険料）

こくみんねんきん
①国民年金

国民年金の お金は、毎月17,510円（2025年度）です。保険料の 納付書〈お金を
はらうための 紙〉が 届きますから、銀行や コンビニエンスストアなどで お金を
はらってください。口座振替〈銀行の 口座から 自動で お金を 送ること〉も
できます。お金がなくて はらうことが できないときは、市役所に 相談してください。

こうせいねんきん
②厚生年金

会社と あなたが、半分ずつ はらいます。会社が、あなたの分を 給料から 引いて、
会社の分と いっしょに はらいます。

こくみんねんきん / こうせいねんきん **国民年金 / 厚生年金で もらうことができる お金** かね

した かね 下の お金について、もらうことができるかどうか、いくら もらえるかは、ねんきん なんねん 年金を 何年 はらったか、かぞく 家族が いるか、かぞく なんさい 家族が 何歳か などで 決まります。

- ① ろうれいき そねんきん 老 齢 基 礎 年 金 / ろうれいこうせいねんきん 老 齢 厚 生 年 金 : さい 65 歳 から もらいます。
- ② しょうがいき そねんきん 障 害 基 礎 年 金 / しょうがいこうせいねんきん 障 害 厚 生 年 金 : からだ 体 など に しょうがい 障 害 が ある ひと 人 が もらいます。
- ③ いぞくき そねんきん 遺 族 基 礎 年 金 / いぞくこうせいねんきん 遺 族 厚 生 年 金 : ねんきん はい 年 金 に 入 っ て い た ひと 人 が し 死 ん だ と き、かぞく 家 族 が もらいます。

- ④ しぼういちじきん 死 亡 一 時 金 : ねんきん はい 年 金 に 入 っ て い た ひと 人 が し 死 ん だ と き、かぞく 家 族 が もらいます。
- ⑤ かふねんきん 寡 婦 年 金 : ねんきん はい 年 金 に 入 っ て い た ひと 人 が し 死 ん だ と き、つま 妻 が もらいます。

と あ さき 問い合わせ先

こくみんねんきん 国民年金のこと : いたみし こくほねんきんか 伊丹市 国保年金課 でんわばんごう 〈電話番号 072-784-8039〉

こうせいねんきん 厚生年金のこと : あまがきねんきんじむしょ 尼崎年金事務所 でんわばんごう 〈電話番号 06-6482-4591〉

だつたいいちじきん くに かね **脱 退 一 時 金** **〈 国 へ 帰 る と き に も ら う こ と が で き る お 金 〉**

にほん ねんきん 日本 の 年 金 を や め て じぶん くに かね 自 分 の 国 へ 帰 る 人 は、は ら っ た お 金 の 一 部 を も ら う こ と が でき ます。も ら う こ と が でき る の は、次 の ① ~ ④ の 人 で す。た だ し、だつたいいちじきん 脱 退 一 時 金 を も ら っ た ひと 人 は、も う 一 度 にほん もど 日 本 へ 戻 っ て き て も、とし と 年 を 取 っ た と き に にほん ねんきん かね 日 本 の 年 金 の お 金 を も ら う こ と は でき ませ ん。だつたいいちじきん 脱 退 一 時 金 を も ら う か ど う か、よ く かんが 考 え て く だ さ い。

- ① こくみんねんきん こうせいねんきん かね 国民年金や 厚生年金のお金を、げつ ねん げつ 6 月 ~ 9 月 11 月 はらった 人
- ② くに かね 国へ 帰るために、てんしゆつとどけ 転 出 届 を しやくしょ 市 役 所 に 出 っ て、にほん じゅうしょ 日 本 に 住 所 **〈 住 む と ころ 〉** が なくな っ た 人
- ③ こうせいねんきん はい **〈 厚生年金に 入 っ て い た 人 〉**
- かいしゃ 会 社 など が、こうせいねんきん 厚生年金を や め る た め の てつづ 手 続 き を し た ひと 人
- ④ しょうがいき そねんきん しょうがいこうせいねんきん かね 障 害 基 礎 年 金 や 障 害 厚 生 年 金 の お 金 を も ら っ て い な い ひと 人

だつたいいちじきん **脱 退 一 時 金 を も ら う 方 法** ほうほう

にほん じゅうしょ 日本 の 住 所 が なくな っ て か ら ねん 2 年 ま で に、だつたいいちじきんせいきゅうしょ 脱 退 一 時 金 請 求 書 もう こ かみ (申 し 込 み の 紙) な ど を、にっぽんねんきんきこう おく 日 本 年 金 機 構 へ 送 っ て く だ さ い。 せいきゅうしょ 請 求 書 おく じゅうしょ や 送 る 住 所 な ど に つ い て は、にっぽんねんきんきこう 日 本 年 金 機 構 の ほーむぺーじ ホ ー ム ペ ー ジ を 見 て がいこくご せいきゅうしょ くだ さい。(外 国 語 の 請 求 書 が あ り ま す。)



にっぽんねんきんきこう (日 本 年 金 機 構 の ほーむぺーじ ホ ー ム ペ ー ジ の こーど QR コー ド ↑)

しゃかい ほしやうきやうてい
■ 社会保障 協定

にほん くに りやうほう ねんきん ねんきん やくそく きめ
日本と あなたの国の 両方に 年金を はらわなくて いいように、年金について 約束を 決め
ている 国があります。(ドイツ、イギリス、韓国、アメリカ、ベルギー、フランス、カナダ、オー
ストラリア、オランダ、チェコ、スペイン、アイルランド、ブラジル、スイス、ハンガリー、インド、
ルクセンブルグ、フィリピン、スロバキア、中国、フィンランド、スウェーデン)



くわしくは、日本年金機構の ホームページを 見てください。

にっぽんねんきんきこう ほーむぺーじ こーど
(日本年金機構の ホームページのQRコード↑)

と あ さき
問い合わせ先

だったいいちじきん しゃかい ほしやうきやうてい
脱退一時金と 社会保障 協定のこと：

にっぽんねんきんきこう でんわばんごう
日本年金機構 〈電話番号 0570-05-1165〉

とし よ
お年寄り

かいご ほけん
■ 介護保険

かいご ほけん はい かね ひと とし と びやうき
介護保険に 入って お金を はらった 人は、年を取ったり、病氣
に なったりして 介護〈ご飯を食べたり、お風呂に入るときなどの
せいかつ てつだ いたす
生活の手伝いなど〉が いるときに、助けてもらうことができます。



かいご ほけん はい ほうほう
介護保険に入る方法

いりやう ほけん はい ひと さい かいご ほけん はい
医療保険に入っている人は、40歳になったら 介護保険に入ります。

さい かいご ほけん はい
65歳になったら、みんな 介護保険に入ります。

かいご ほけん ほけんりやう ほうほう
介護保険の保険料を払う方法

ほけんりやう しごと かね き
保険料は、あなたが 仕事などで もらった お金などによって 決まります。

さい ひと ほけんりやう いりやう ほけん かね いっしょ
64歳までの 人の 保険料は、医療保険のお金と 一緒に はらいます。

さいいじやう ひと ねんきん かね ほけんりやう ひ
65歳以上の 人は、あなたが もらう 年金のお金から 保険料を 引きます。

かいご おも しやくしょ そうだん かいご
介護が いると 思ったら、市役所へ 相談してください。どのくらい 介護が いるか、
しら べます。その後、どんな 介護サービスを 使うか、相談します。

と あ さき
問い合わせ先

いたみし かいご ほけんか でんわばんごう
伊丹市 介護保険課 〈電話番号 072-784-8037〉

しょう ひと 障がいのある人

しょうがいて ちょう ■ 障害手帳

からだ じゆう ひと したいしょうがいしゃてちょう かんが むずか ひと
体が自由でない人は、身体障害者手帳をもらいます。考えることが難しい人
は、療育手帳をもらいます。心に病気がある人は、精神障害者保健福祉手帳を
もらいます。手帳をもらった人は、税金が安くなったり、バスや電車のお金が安くなっ
たりします。



と あ きき 問い合わせ先

いたみし しょうがいふくしか でんわばんごう
伊丹市 障害福祉課 〈電話番号 072-784-8032〉

さい わか ひと てちょう
18歳より若い人の手帳のこと：

いたみし ふくしか でんわばんごう
伊丹市 子育て福祉課 〈電話番号 072-784-8127〉

せいかつ ひと 生活にこまっている人

■ 暮らし・相談サポートセンター

お金や 仕事など、生活のことで こまっている 人は、市役所に
相談してください。どうすれば 安心して 生活できるか、一緒に
考えます。



と あ きき 問い合わせ先

いたみし そうだんさぽーとせんたー じりつそうだんか
伊丹市 暮らし・相談サポートセンター (自立相談課)

でんわばんごう
〈電話番号 072-780-4344〉

せいかつ ほご ■ 生活保護

仕事などがなくて 生活のお金が たりない 人は、生活に いる お金を もらうことが でき
ます。市役所では、あなたが 仕事を できるかどうかなどを 調べて、お金をあげるかどうか 決
めます。在留資格が「永住者」「定住者」「日本人の配偶者等」「永住者の配偶者
等」「特別永住者」「難民認定された者」の人は、生活保護の申請をすることが できます。

と あ きき 問い合わせ先

いたみし せいかつしえんか でんわばんごう
伊丹市 生活支援課 〈電話番号 072-782-8605〉

DV(Domestic Violence)を受けている人

■DVを受けている人が相談できます

DVは、配偶者〈夫、妻〉や恋人が、たたいたり、とても嫌なことをしたり、言ったりすることです。自分がDVを受けていると思ったら人は、伊丹市DV相談室に電話してください。



問い合わせ先

伊丹市 DV相談室 〈電話番号 072-780-4327〉

税金

所得税

働いてもらった給料など、自分に入ったお金がある人は、所得税を払わないといけません。いくら払うかは、1月1日から12月31日までの1年間にもらった給料などで決まります。



所得税を払う方法①

毎月、会社があなたの給料から税金を引いて、国にはらいます。(これを源泉徴収と言います)。1月～11月にはらった税金が多かったり少なかったりしないか、12月に計算します(これを年末調整と言います)。多すぎたとき、その分を12月の給料にたして返します。あなたが所得税をいくら払ったかは、会社からもらう給与明細という紙などに書いてあります。

所得税を払う方法②

会社などで源泉徴収や年末調整をしていない人は、自分で書類を出します(これを確定申告と言います)。働いた年の次の年の2月16日～3月15日の間に、住んでいるまちの税務署に書類を出します。コンビニや銀行などで、所得税を払います。

問い合わせ先

伊丹税務署〈電話番号 072-779-6121〉

住民税

1月1日に日本に住所があって、働いてもらった給料など、自分に入ったお金がある人が、兵庫県と伊丹市にはらいます。いくら払うかは、前の年の1月1日から12月31日までの1年間にもらった給料などで決まります。

住民税を払う方法①

毎月、会社があなたの給料から税金を引いて、市にはらいます。(これを特別徴収と言います。)あなたが住民税をいくら払ったかは、会社からもらう給与明細という紙などに書いてあります。

住民税を払う方法②

会社などで特別徴収をしていない人は、自分で住民税を払います。6月に、納税通知書〈税金をいくら払うか書いてある紙〉と納付書〈税金を払うための紙〉が届きます。市役所やコンビニ、郵便局などへ納付書を持って行って、住民税を払います。



自動車税

毎年4月1日に自分の車やバイクを持っている人は払います。排気量が660ccより多い車のとき、自動車税を払います。660cc以下の車やバイクのとき、軽自動車税を払います。4月～5月ごろに、兵庫県や伊丹市から納税通知書〈税金をいくら払うか書いてある紙〉と納付書〈税金を払うための紙〉が届きます。銀行やコンビニなどで税金を払ってください。

問い合わせ先

住民税、軽自動車税のこと：伊丹市 市民税課 〈電話番号 072-784-8022〉
自動車税のこと：伊丹県税事務所 〈電話番号 072-785-7451〉

自動車税や軽自動車税は、車やバイクを持っている人は払います。車やバイクを買ったときやもらったとき、伊丹市へ引っ越したときは、15日までに手続きをしてください。人にあげたときや捨てたとき、他の市へ引っ越したときは、30日までに手続きをしてください。手続きをしないと、あなたがずっと税金を払わなければいけません。

書類を出すところは、下のとおり、車やバイクの種類によってちがいます。

- ・原付〈125cc以下のバイク〉など：伊丹市 市民税課
- ・125ccを超えるバイク：近畿運輸局 兵庫陸運部
- ・タイヤが3つ以上ある軽自動車：軽自動車検査協会 兵庫事務所
- ・四輪車（軽自動車以外）：近畿運輸局 兵庫陸運部

問い合わせ先

伊丹市 市民税課 〈電話番号 072-784-8022〉
近畿運輸局 兵庫陸運部 〈電話番号 050-5540-2066〉
軽自動車検査協会 兵庫事務所 〈電話番号 050-3816-1847〉

こ て い し さ ん ぜ い 固定資産税

まいとし が つ つ い た ち つ ぎ も ひ と し
毎年1月1日、次のものを持っている人が、市にはらいます。

と ち
・土地

い え あ ぼ ー と ま ん し ょ ン び る み せ た て も の
・家、アパート、マンション、ビル、店などの建物

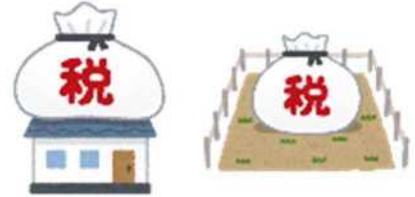
ま た、次 の も の を 持 っ て い る 人 は 1 月 31 日 ま で に

し
市に知らせてください。

し ごと つ か き かい どう ぐ み せ な い そ う か べ が み か う ん た ー た な
・仕事に使うもの（機械、道具、店の内装〈壁紙、カウンター、棚など〉など）

が つ い た み し の う ぜ い つ う ち し ょ ぜ い き ん か か み の う ふ し ょ ぜ い き ん
4月に、伊丹市から納税通知書〈税金をいくらはらうか書いてある紙〉と納付書〈税金

を は ら う た め の 紙 〉 が 届 きます。銀行やコンビニで税金をはらってください。



と あ さ き 問い合わせ先

い た み し し さ ん ぜ い か で ん わ ぼ ん ご う
伊丹市 資産税課 〈電話番号 072-784-8023〉

か ぜ い し ょ う め い し ょ の う ぜ い し ょ う め い し ょ 課税証明書・納税証明書

か ぜ い し ょ う め い し ょ し ょ と く し ょ う め い し ょ ま え と し が つ つ い た ち が つ に ち あ い だ か ね
課税証明書(所得証明書)は、前の年の1月1日から12月31日までの間に、いくらお金を
も ら っ て、その年にはらわないといけない税金の金額が書いてある紙です。あなたが1月
つ い た ち す し や く し ょ
1日に住んでいたところの市役所でもらうことができます。

の う ぜ い し ょ う め い し ょ と し ぜ い き ん か か み
納税証明書は、その年にはらわないといけない税金をいくらはらったか書いてある紙
です。

し ょ う め い し ょ し や く し ょ し み ん か し し ょ ぶ ん し つ ぶ ら ざ じんけんけいはつせんたー
証明書は、市役所 市民課や、支所・分室、くらしのプラザ、人権啓発センターで もらう
こ と が で き ます。

し ょ う め い し ょ か ね ば あ い ば あ い し や く し ょ ち ょ う し ゅ う か き
証明書は、お金がいる場合と いら ない 場合 がありますので、市役所 徴収課に聞いてくだ
さい。

か ぜ い し ょ う め い し ょ の う ぜ い し ょ う め い し ょ つ ぎ
課税証明書や 納税証明書は、次のようなときに いら します。

- ① ざ い り ゅ う し か く か
① 在留資格を 変 える とき
- こ ほ い く し ょ ほ い く え ん よ う ち え ん い
② 子 ども が 保 育 所 (保 育 園)、幼 稚 園 な ど へ 行 く とき
- け ん え い じ ゅ う た く し え い じ ゅ う た く す
③ 県 営 住 宅 や 市 営 住 宅 に 住 む とき など



と あ さ き 問い合わせ先

い た み し ち ょ う し ゅ う か し ゅ う の う ぐ る ー ぶ で ん わ ぼ ん ご う
伊丹市 徴収課 (収納グループ) 〈電話番号 072-784-8025〉

ごみ

■ごみの捨て方

ごみは、燃やすごみや燃やさないごみなどに分けて捨てます。(分別と言います。)

①どの日にどんなごみを捨てるか、住んでいるところによって決まっています。

決まった日にお願いします。

②ごみは、決まった場所に出してください。

③朝8時30分までにお願いします。前の日の夜には、出さないでください。

④ごみは、色のない透明なごみ袋か、白色の半分透明なごみ袋に入れて出して

ください。ごみ袋は、45ℓより小さい袋を使ってください。

ごみを何曜日に出すかは、伊丹市のホームページを見てください。

(家庭ごみのQRコード→)



■ごみの分別を調べるアプリ

ごみを出す日や分け方を調べることができるアプリ「さんあ〜る」があります。



伊丹市のホームページで、ごみの分け方を調べることができます。

また、「ごみと資源物〈再生利用できるもの〉の分け方と出し方」は、外国語(英語/中国語/韓国語)で見ることができます。



問い合わせ先

伊丹市環境クリーンセンター(電話番号 072-782-0968)

■粗大ごみ（大きいごみ）を捨てる方法

粗大ごみは、自転車、ベッド、たんす、ソファ、机などです。

粗大ごみを捨てる時、電話かインターネットで申し込みをして

ください。また、粗大ごみを捨てるには、お金がかかります。



注意してください

- ・申し込みは、早くしてください。申し込みが多いとき、ごみを出すことができません。
- ・1回に捨てることのできる粗大ごみは、5個までです。
- ・粗大ごみを出すことのできる場所がありますか。自分で確かめてください。粗大ごみを出すことのできるのは、ごみの車を止めることのできる建物の外です。
- ・粗大ごみを出す日、約束した時間・場所に、粗大ごみを出してください。また、お金を職員にはらってください。ですから、かならず家にいてください。

申し込み方法

粗大ごみの申し込み方法は2つあります。

①伊丹市粗大ごみ受付センターに電話をして、次のことを伝えてください。

- ・あなたの名前、住所〈住んでいるところ〉、電話番号
- ・捨てたい粗大ごみは、何ですか。大きさはどのくらいですか。
- ・どこに粗大ごみを出しますか。
- ・お金を職員にはらってください。ですから、かならず家にいてください。

②インターネットを使って申し込んでください。

- ・画面に名前、住所〈住んでいるところ〉、電話番号、粗大ごみが何か、粗大ごみの数、粗大ごみを出すところなどを入れてください。
- ・お金は、申し込みのときに、クレジットカードかペイペイで払います。

粗大ごみの
インターネット予約



問い合わせ先

伊丹市粗大ごみ受付センター〈電話番号 072-769-5380〉
(月曜日～金曜日の9:00～17:30)

■再生利用する ゴミを、ゴミ捨て場（ゴミステーションと 言います）から 持って行っては いけません

再生利用する ゴミ（古い紙や、服、缶）を、ゴミステーションから 持って行かないで
ください。これは 伊丹市の きまりです。きまりを 守らないと、お金を はらうことにな
る かもしれません。

問い合わせ先

伊丹市 環境クリーンセンター 〈電話番号 072-782-0968〉

日本の 暮らしの きまり

■大きい 音などを 出さないでください

大きい 音を出すと、隣や 近くに 住んでいる 人が 困ります。

大きい 音とは：
・テレビや CDプレーヤーの 音

・夜の 遅い 時間の、掃除機や 洗濯機の 音、話し声

・大きい 声

・楽器の 音 など

その他：大きい音の他に、煙や匂いでも、隣や 近くに 住んでいる 人が 困ります。

（たとえば 家の 庭で バーベキューをするとき など）



■お風呂と トイレの 使い方

お風呂の中の 体を 洗うところは、掃除をして きれいにしてください。ゴミが たまると、
水が 流れなくなります。温泉などの みんなで 使う お風呂では、浴槽に 入る 前に、体を
洗ってください。体は、浴槽の 外で 洗います。

トイレには、トイレトーパーだけ 流してください。他のものを 流すと、トイレの 水が
流れなくなって、あふれる かもしれません。マンションや アパートでは、他の人の 部屋に 水
が 漏れたら、弁償する 〈お金をはらって なおす〉 ことにな る かもしれません。

自治会

自治会は、同じまちに住む人のグループです。みんなが住みやすいまちにするために、まちのいろいろなことを話したり考えたりします。外国人も自治会に入ることができます。自治会に入るためには、お金がいります。



自治会ですること：

- ・まちや公園などを掃除して、きれいにします。
- ・まちが安全かどうか見守ります。
- ・防災訓練〈地震や台風など、危ないときに逃げる練習〉をします。
- ・お祭りをして、楽しみます。 など

問い合わせ先

伊丹市 まちづくり推進課 〈電話番号 072-780-3533〉

家を借りるとき



■公営住宅

兵庫県や伊丹市が貸す部屋です。収入の少ない人などが、借りることができます。借りたい人が多いときは、抽選になります。

問い合わせ先

市営住宅のこと：伊丹市 住宅政策課 〈電話番号 072-784-8069〉

伊丹市営住宅管理センター 〈電話番号 072-784-8061〉

県営住宅のこと：株式会社東急コミュニティー 阪神北管理センター
〈電話番号 0797-83-6401〉

■賃貸住宅

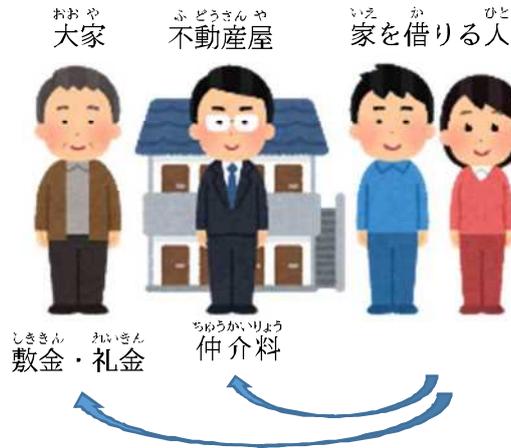
不動産屋〈家や部屋を紹介する店〉が貸す家（部屋）です。家や部屋を借りるとき、敷金や礼金、仲介料などがあります。

しききん れいきん ちゅうかいりょう
■敷金、礼金、仲介料

敷金とは、家や部屋を借りるとき、大家〈家などの持ち主〉にはらうお金です。
 家賃〈毎月はらう、家を借りるためのお金〉の1~3か月分をはらうことが多いです。
 大家に部屋を返すとき、部屋をきれいにするためなどに使うことがあります。
 残ったお金は、返ってきます。

礼金とは、家や部屋を借りるとき、大家にはらうお金です。家賃の1~2か月分をはらうことが多いです。大家に部屋を返すときも、返ってきません。

仲介料とは、部屋を紹介した不動産屋へはらうお金です。家賃の1か月分をはらうことが多いです。



へや さが
■部屋を探す

日本で部屋を借りる外国人のためのガイドブックがあります。部屋を探す方法、賃貸契約〈部屋などを借りる約束〉のことなどが書いてあります。日本語、英語、中国語、韓国語、スペイン語、ポルトガル語、ベトナム語、ネパール語、タイ語、インドネシア語、ミャンマー語、クメール語、フィリピン語、モンゴル語の14の言葉で読むことができます。

（部屋を借りる外国人のためのガイドブックのQRコード→）



また、外国語で部屋探しを手伝ってくれる不動産屋を探すことができます。

（外国語で部屋探しを手伝ってくれる不動産屋のQRコード→）



引っ越し

引っ越しのときに やること

大家や 不動産屋：

- ・他の家へ引っ越しすることを決めたら、まず、大家や不動産屋に伝えてください。
- ・家を掃除してください。大きいごみを捨てる時は、粗大ごみ受付センターへ電話してください。くわしくは、36ページを見てください。
- ・大家と不動産屋に、家の鍵を返します。大家や不動産屋が、あなたといっしょに家を見ます。あなたが住み始めたときと同じくらい、家がきれいかどうか調べます。きれいでなかったら、家をきれいにするためにお金がいるかもしれません。(敷金など)

市役所で やること：

- ・伊丹市から別の市や町などへ引っ越しする時は、市役所へ転出届を出してください。引っ越してから14日までに、引っ越した先の市や町の役所で、転入届を出してください。伊丹市の中で引っ越したときも、転居届を出してください。くわしくは、14ページを見てください。
- ・在留カードに書いている住所を、新しい住所に変えます。転入届や転居届を出すときに、市役所の市民課で新しい住所を書いてもらえます。

電気、ガス、水道：

- ・今住んでいる家の電気やガス、水道を止めます。また、次の家で使う電気やガス、水道を使えるようにします。電気やガス、水道の会社などに、住所、名前、電話番号、引っ越しの日を伝えてください。

問い合わせ先

電気やガスのこと： 自分の家で契約している電気会社とガス会社
水道のこと： 伊丹市上下水道局 水道サービスステーション
(電話番号 072-783-1601)

車などの運転免許証：

- ・運転免許証と新しい住所がわかるもの(住民票の写しや在留カードなど)を持って、14日までに近くの警察署や運転免許更新センターへ行ってください。そこで、免許証に書いている住所を変えてください。
(兵庫県警察 運転免許記載事項変更手続きのQRコード→)



くるま ばい く
車とバイク

にほん くるま ばい く の うんてんめんきょしょう
日本で 車やバイクに 乗るときは、運転免許証が あります。
の うんてんめんきょしょう も
乗るときは、いつも 運転免許証を 持っていて ください。
また、かならず じばいせきほけん はい くるま みせ
コンビニに えんすずとあ じばいせきほけん はい
コンビニエンスストアなどで 自賠責保険に 入ることができます。



にほん うんてん めんきょしょう
■日本で 運転できる 免許証

① ① 日本 の 運転免許証

がいこくじん あかしうんてんめんきょしけんじょう しけん う
※外国人は、明石運転免許試験場 で 試験を 受けることができます。

② ② 国際運転免許証

③ ③ 外国 の 運転免許証 ※大使館や JAF などが 日本語に 訳した 紙を (ジュネーブ
じょうやく き こくさいうんてんめんきょしょう も
条約で 決められた 国際運転免許証 だけです。) いっしょに 持っていないと
いけません。(ドイツ、スイス、フランス、ベルギー、台湾、エストニア、モナコ)

にほん うんてん
■いつまで 日本で 運転できますか？

① ① 日本 の 運転免許証

めんきょしょう か ひ
免許証に 書いてある日まで

② ② 国際運転免許証

にほん き ひ ねんかん こくさいうんてんめんきょしょう か ひ みじか ほう
日本に 来た日から 1年間か、国際運転免許証に 書いてある日の、どちらか 短い方

③ ③ 外国 の 運転免許証

にほん き ひ ねんかん がいこくうんてんめんきょしょう か ひ みじか
日本に 来た 日から 1年間か、外国運転免許証に 書いてある日の、どちらか、短い
ほう じゅうみんとうろく ひと こくさいうんてんめんきょしょう がいこく うんてんめんきょしょう にほん
方。住民登録をした人が、国際運転免許証や 外国の運転免許証で、日本で
うんてん にほん く まえ げつじょう がいこく
運転するときは、日本に 来る前に 3か月以上、外国に いなければいけません。



にほん めんきょしょう か
■どうやって 日本 の 免許証に 変えますか？

あかしうんてんめんきょしけんじょう にほん うんてんめんきょしょう か めんきょしけん
明石運転免許試験場 で、日本の 運転免許証に 変えることができます。免許試験
じょう い まえ でんわ やく めんきょしけんじょう つぎ
場へ 行く前に、電話で 予約をしてください。免許試験場 では、次のものが あります。

よやく でんわ げつようび きんようび
(予約の電話：078-912-1777 / 078-912-1778 (月曜日～金曜日の13:00～16:00))

- ・あなたの写真 (最近 6か月以内に とった もの)
- ・あなたの国の 運転免許証 (まだ使うことができるもの)と、日本語に 翻訳した 紙 (大使館や JAFなどが 訳したもの)
- ・住民票 (マイナンバーが 書いていないもの)
- ・パスポート (運転免許証 を 取った国に 3か月以上 いたことが わかるもの)

■免許証に 書いてあることを 変える

住所 (住んでいる ところ) が 変わったときは、14日のあいだに免許証に 書いてある住所を、新しい 住所に変えます。運転免許証と 住民票を持って、近くの警察署か 運転免許センターなどで 手続きをしてください。

■免許証が 使えなくなるとき

運転免許証には 点数があります。事故を 起こしたり、交通の きまりを 守らない (信号を 守らない、お酒を 飲んで 運転する、など) と、点数が 増えます。決まった 点数まで 増えると、運転が できなくなります。

と あ さき 問い合わせ先

あかしうんてんめんきょしけんじょう でんわばんごう
明石運転免許試験場 <電話番号 078-912-1628>

はんしんうんてんめんきょこうしんせんたー でんわばんごう
阪神運転免許更新センター <電話番号 072-783-0110>

■外国運転免許証の 翻訳

外国の運転免許証を 日本で 使えるようにするとき、外国運転免許証を 日本語に 訳したものが あります。使うことができるのは、運転免許証を出した 国の 大使館か 領事館、または日本自動車連盟 (JAF) が 翻訳したもののだけです。

○JAFに 日本語への 翻訳を 申し込む

JAF関西本部 兵庫支部に、外国運転免許証と 外国免許証 翻訳文発行申請書を出してください。翻訳のために、3,000円が あります。

と あ さき 問い合わせ先

かんさいほんぶ ひょうごしぶ でんわばんごう
JAF関西本部 兵庫支部 <電話番号 078-871-7561>

■^{くるま}車や^{ばいく}バイクの^{とうろく}登録など

バイクを^か買ったり^う売ったり、もらったり^{あげたり}するときなどは、^{ぜいきん}税金のための^{てつづ}手続きもしてください。くわしくは、33ページを^み見てください。

じてんしゃ 自転車

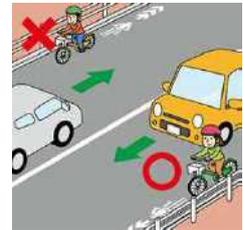
■^{じてんしゃ}自転車に^の乗るときの^{きまり}きまり

^{じてんしゃ}自転車に^の乗るときの^{きまり}きまりを^{まも}守らないと、^{ばっきん}罰金〈^{まも}きまりを^{まも}守らなかったときに^{かね}はらう^{お金}〉を^{はらわ}はらわないといけなこともあります。
きまりを^{まも}守って、^{あんぜん}安全に^{じてんしゃ}自転車に^の乗りましょう。



・日本では、^{じてんしゃ}自転車は^{げんそく}原則、^{しゃどう}車道〈^{くるま}車が^{はし}走るための^{みち}道〉の^{いちばん}一番^{ひだり}左を^{はし}走ります。

^{ほどう}歩道〈^{ひと}人が^{ある}歩くための^{みち}道〉を^{とお}通るときは、^{ゆる}ゆっくり^{はし}走ってください。また、^{ある}歩いている^{ひと}人の^{じゃま}邪魔になるときは、^{じてんしゃ}自転車を^お降りて、^お押して^{とお}通ってください。



また、^{いたみし}伊丹市にある、^{じてんしゃ}自転車レーン〈^{じてんしゃせんようつうこうたい}自転車専用通行帯、^{あおいろ}青色に^ぬ塗られた^{みち}道〉がある^{どうろ}道路では^{げんそく}原則、^{ほどう}歩道を^{はし}走ってはいけません。



・^{さけ}お酒を^の飲んだとき、^{じてんしゃ}自転車に^の乗ってはいけません。



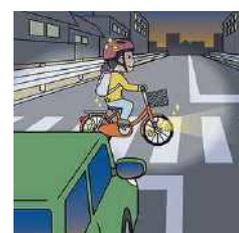
・^{だい}1台の^{じてんしゃ}自転車に^{ふたり}2人で^の乗ってはいけません。

・^{ほか}他の^{じてんしゃ}自転車の^{よこ}横に^{はし}ならんで^{はし}走ってはいけません。



・^{かさ}傘を^さしたり、^{けいたいでんわ}携帯電話や^{すまーとふおん}スマートフォンを^{つか}使ったりしながら、^{じてんしゃ}自転車に^の乗ってはいけません。

・^{よる}夜など、^{くら}暗いときは^{らいと}ライトを^{つけ}つけなければなりません。



じてんしゃ の 乗るときは、おとな こ へるめっと
 ・自転車に 乗るときは、 大人も 子どもも ヘルメットを かぶってください。
 じてんしゃ じこ あたま し ひと
 自転車の事故で 頭 にけがをして 死んでしまう人が たくさん
 へるめっと いのち まも
 います。ヘルメットを かぶって じぶんの 命を 守りましょう。



と あか ひょうしき と
 ・「止まれ」の 赤い 標識〈しるし〉の ところでは、止まってください。
 あと あんぜん み すず
 その後、まわりが 安全か よく 見て、進んでください。



じてんしゃ ほけん ■自転車の 保険

ひょうごけん じてんしゃ の ひと じてんしゃほけん
 兵庫県で 自転車に 乗る 人は、自転車保険に
 はい じてんしゃほけん はい
 入らなければなりません。自転車保険に 入っていると、
 じてんしゃ の なお
 自転車に 乗っていて けがをしたときに 治すための
 かね ほか ひと あいて
 お金や、他の人に けがを させたときに 相手に はらう
 かね ほけん かいしゃ
 お金を、保険の 会社が はらいます。



じてんしゃほけん じてんしゃほけん じどうしゃほけん かさいほけん
 自転車保険には、ひょうごのけんみん自転車保険や、自動車保険・火災保険
 こじんばいしょうせきにんとくやく つ
 (個人賠償責任特約を 付けているとき) などが あります。
 じてんしゃほけん はい じぶん き
 どの自転車保険に 入るかは、自分で 決めます。

と あ きき
 問い合わせ先
 いたみし としあんぜんきかくか でんわばんごう
 伊丹市 都市安全企画課 〈電話番号 072-784-8055〉

じてんしゃ ほうちきんしき ■自転車などの 放置禁止区域

えき ちか ほうちきんしき
 駅の 近くなどに、放置禁止区域が あります。ここには、自転車や バイクを 停めては
 ほうちきんしき なか ちゅうりんじょう じてんしゃ お
 いけません。放置禁止区域の中の 駐輪場〈自転車を 置く ところ〉ではないところに
 じてんしゃ お ほかんばしょ も い も い
 自転車などを 置いたままに していると、保管場所に 持って行かれます。持って行かれて
 げつ あいだ ほかんばしょ かね じてんしゃ かせ
 1か月の 間は、保管場所でお金をはらうと 自転車を 返してもらえます。
 げつ す ほかんばしょ じてんしゃ す
 1か月を 過ぎると、保管場所の 自転車などは 捨てられることがあります。

と あ きき
 問い合わせ先
 いたみし かんきょうクリーンセンター でんわばんごう
 伊丹市 環境クリーンセンター 〈電話番号 072-782-0968〉

しごと 仕事

しごと ざいりゅうしかく 仕事と在留資格



しごと ざいりゅうしかく ■仕事ができる 在留資格

にほん しごと ざいりゅうしかく き りゅうがく ぶんかかつどう
日本で 仕事ができる 在留資格は、決まっています。「留学」、「文化活動」、
けんしゅう かぞくたいざい たんきたいざい ざいりゅうしかく ひと しごと
「研修」、「家族滞在」、「短期滞在」の 在留資格の人は、仕事をしてはいけません。

しかくがいかつどうきよか ■資格外活動許可

しごと ざいりゅうしかく ひと しごと しゅつにゆうこくざいりゅう
仕事を してはいけない 在留資格の 人が 仕事をしたいときは、出入国在留
かんりきょく しよるい だ しゅつにゆうこくざいりゅうかんりきょく しょういんしーる しかくがい
管理局へ 書類を出してください。出入国在留管理局で 証印シールか 資格外
かつどうきよかしよ ざいりゅうかーど すたんぷ お
活動許可書を もらってください。また、在留カードに スタンプを 押してもらってください。
しーる きよかしよ か しごと じかん はたら はたら
シールや 許可書に 書いてある 仕事と 時間だけ、働くことができます。働くことができる
のは、長くて 1 週間に 28時間までです。

しゅつにゆうこくざいりゅうかんりきょく も もの 出入国在留管理局に持っていく物

- ぼすぽーと
・パスポート
- ざいりゅうかーど
・在留カード
- しかくがいかつどうきよかしんせいしよ こーど だうんろーど
・資格外活動許可申請書 (QRコードからダウンロードできます→)
- しごと しよるい
・どんな 仕事を するのか わかる 書類
- ほか ひつよう しよるい ざいりゅうしかく しゅるい ちが
・他にも 必要な 書類があります。(在留資格によって 種類が 違います。)

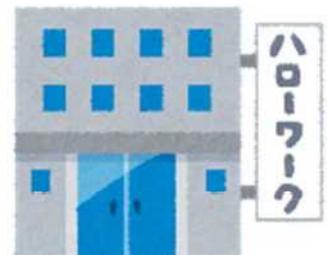


と あ さき 問い合わせ先

おおさかしゅつにゆうこくざいりゅうかんりきょくこうべしきょく でんわばんごう
大阪出入国在留管理局神戸支局 〈電話番号 078-391-6377〉
げつようび きんようび
(月曜日から金曜日の 9:00~16:00)

しごと さが 仕事を探す

はろーわーく にほんぜんこく しごと さが はたら
ハローワークでは、日本全国の 仕事を探したり、働くところを
しょうかい ぼすぽーと ざいりゅうかーど
紹介してもらうことができます。パスポートと 在留カードを
も い ぼーとたいむ しごと さが
持って行ってください。パートタイムの 仕事を探すことも できます。
はろーわーく しごと さが かね
ハローワークで 仕事を探すとき、お金は いりません。



がいこくご つうやく はろーわーく こうべ はろーわーく えいご ちゅう
外国語の通訳がいるハローワークもあります。神戸のハローワークには、英語、中
ごくご ベトナムご ぼるとがるご すべいんご つうやく あまがさき はろーわーく
国語、ベトナム語、ポルトガル語、スペイン語の通訳がいます。尼崎のハローワークに
は、ポルトガル語とスペイン語の通訳がいます。

しごと こま 仕事のことで、困ったことがあるとき

つぎ ろうどうきじゆんかんたくしよ はろーわーく そうだん
次のようなときは、労働基準監督署やハローワークに相談してください。

- ① かいしゃ きゅうりよう
会社が給料をはらわないとき
- ② やくそく しごと ちが しごと い
約束の仕事と違う仕事をするように言われたとき
- ③ いじめなどがあるとき

ほか しごと こま そうだん
他にも、仕事について困ったことがあったら、相談してください。

と あ さき 問い合わせ先

はろーわーく いたみ でんわばんごう
ハローワーク伊丹 〈電話番号 072-772-8609〉

いたみ ろうどうきじゆんかんたくしよ でんわばんごう
伊丹労働基準監督署 〈電話番号 072-772-6224〉

ページ ページ がいこくご しごと
※61ページと62ページに、外国語で仕事のことについて
そうだん でんわばんごう しょうかい
相談できる電話番号を紹介しています。

がいこくじん やと 外国人を雇うときのきまり

かいしゃ ひと がいこくじん はたら かた し ーど
会社の人や外国人の働き方についてよく知らないときは、QRコードから
がいこくじん こよう るーる み
「外国人を雇用するときのルール」を見てもらってください。



ろうどうけいやく しごと やくそく 労働契約〈仕事の約束〉

ろうどうけいやく かいしゃ やくそく はたら じかん きゅうりよう やくそく
労働契約は、あなたと会社の約束です。働く時間や給料について、約束しま
す。かいしゃ きゅうりよう はたら じかん かみ か はたら ひと わた かみ か
会社は、給料や働く時間を紙に書いて、働く人に渡します。紙に書くこと
は、とてもたいせつ かいしゃ ろうどうけいやく ないよう かみ か たの
は、とても大切です。会社に労働契約の内容を、紙に書くように頼んでください。

にんしん しゅっさん こそだ 妊娠・出産・子育て

にんしん こ かあ なか なか
妊娠〈子どもがお母さんのお腹の中に いること〉
しゅっさん こ う
出産〈子どもを 生むこと〉



こ ■子どもが できたとき

にんしんとどけ ○妊娠届

にんしん かにん にんしんとどけ こ
妊娠したら、(おなかの赤ちゃんの心臓が動いていることを確認できれば)、妊娠届〈子どもができたことを 市役所に 知らせる 書類〉を 保健センターに 出してください。
にんしん せつめい
妊娠したこれからのことについて、説明をうけます。

ぼしてちょう ○母子手帳

ほけんせんたー ぼしけんこうてちょう ぼしてちょう
保健センターで、母子健康手帳(母子手帳)をもらってください。

こくご えいご ちゅうごくご かんこくご ぼるとがるご すべいんご
10か国語(英語/中国語/韓国語/ポルトガル語/スペイン語/

いんどねしあご べとなむご たいご ねぼーるご たがるご ぼしてちょう
インドネシア語/ベトナム語/タイ語/ネパール語/タガログ語)の母子手帳が

あります。母子手帳には、小さい子どもを育てるときに気をつけることが書いて

あります。そして、お母さんや子どもの体のことや、予防接種〈病気にならないための

注射〉のことなどを書きます。病院へ行くとき、母子手帳を持って行きます。



にんぶけんしん ○妊婦健診

にんしん びょういん い にんぶけんしん にんしん ひと あか
妊娠したら、病院へ行って、妊婦健診〈妊娠している人とおなかの赤ちゃんの
からだ げんき み う ほけんせんたー にんぶけんしん かね
体が元気か 見ること〉を受けてください。保健センターで、妊婦健診のお金が
やす けん
安くなる 券をもらってください。

ほけんせんたー ほか かね ひと にんしんげんき にんしん
保健センターでは、他にも、お金がない人への妊娠検査〈妊娠しているか していないか
しら べること〉の お金の 相談や、心配なことの 相談ができます。

と あ きき 問い合わせ先

いたみし ぼしほけんか いたみしりつ ほけんせんたー でんわばんごう
伊丹市 母子保健課 (伊丹市立保健センター) 〈電話番号 072-784-8034〉

■子どもが生まれたとき

○出生届

⇒18ページと19ページを見てください。

○子どもの在留資格

⇒10ページを見てください。

子育て

■子育てのためにもらえるお金

○出産育児一時金

子どもを産むために病院へ入院すると、50万円くらいのお金があります。医療保険に入っている人は、手続きをすると出産育児一時金（子どもを産むときの病院のお金）をもらうことができます。国民健康保険に入っている人は、市役所で手続きをしてください。会社の健康保険に入っている人は、その会社で手続きをしてください。

問い合わせ先

(国民健康保険に入っている人)

伊丹市 国保年金課 (国民健康保険) <電話番号 072-784-8040>

○児童手当

子どもを育てている人は、児童手当をもらうことができます。子どもが中学校を卒業するまでもらうことができます。もらうことができるお金は、子どもの年や給料によって決まります。給料をたくさんもらっている人は、児童手当をもらうことができません。児童手当をもらうためには、市役所で手続きをしてください。

(2024年10月分から、もらうことができる人やお金が変わります。)

○児童扶養手当

お父さんかお母さんが1人で子どもを育てているとき、もらうことができるお金です。もらうことができるお金は、子どもの数や給料によって決まります。給料をたくさんもらっている人は児童扶養手当をもらうことができません。児童扶養手当をもらうためには、市役所で手続きをしてください。

(2024年11月分から、もらうことができる人やお金が変わります。)

とくべつじどうふようてあて
○特別児童扶養手当

こどもが 心や 体に 病気が あるとき、その子どもを 育てている 人が もらうことが
できます。子どもが 20歳より 若いとき、もらえます。給料を たくさん もらっている人は
特別児童扶養手当を もらうことが できません。特別児童扶養手当を もらうためには、市役所
で 手続きを してください。

と あ きき
問い合わせ先

いたみし ふくしか でんわばんごう
伊丹市 こども福祉課 〈電話番号 072-784-8030〉

こ げんき そだ たし
■子どもが 元気に 育っているか、確かめます

にゅうようじけんしん こ げんさ しら
○乳幼児健診 〈子どもが 元気かどうか 調べること〉

こどもが 4か月、10か月、1歳6か月、3歳になったときに、子どもの 身長や 体重が
どれくらいか、元気かどうかなどを 確かめます。子どものことで 心配なことが あったら、
相談することが できます。お金は ありません。日や時間などは、保健センターからの 手紙で
お知らせします。

よ ぼうせつしゅ びょうき ちゅうしゃ
○予防接種 〈病気に ならないように するための 注射〉

こどもが はしかや 風しん、水疱瘡などの 病気に ならない
ための 注射です。法律で 決まっている 注射は、お金が
ありません。何歳のときに どの注射を 打つか、決まっ
ています。



ほけんせんたー ほか こそだ そうだん いちど き
保健センターで、他にも 子育てなどについて、相談できますので、一度 来てください。

と あ きき
問い合わせ先

いたみし ほしほけんか いたみしりつほけんせんたー でんわばんごう
伊丹市 母子保健課 (伊丹市立保健センター) 〈電話番号 072-784-8034〉

こ びょうき かね
○子どもが 病気になったときの お金

0歳~15歳の 子どもが 病気になったときの 病院の お金が
いらなくなる場合があります。また、15歳から18歳の 子どもが 入院したときの お金が
返ってくる場合も あります。この しくみを、乳幼児等・子ども医療費助成制度と
いいます。



にゅうようじどう いりょうひじょせいせいど つか しやくしょ てつづ
乳幼児等・子ども医療費助成制度を 使うためには、市役所で 手続きを してください。

と あ きき
問い合わせ先

いたみし こうき いりょうふくしか でんわばんごう
伊丹市 後期医療福祉課 〈電話番号 072-784-8041〉

■保育所・こども園・幼稚園

○保育所(保育園)〈子どもの世話や、かんたんな教育をするところ〉

保育所は、お父さんやお母さんが、仕事や病気などで家で子どもを育てることができないとき、0歳～5歳の子どもの世話をしてもらえるところです。保育所に子どもを入れるためには、市役所で手続きをしてください。(かならず入れるわけではありません。)

3歳～5歳の子どもの保育料(保育所を使うためのお金)はいりません。(0歳～2歳の子どもの保育料は、その家がいくら市に税金をはらっているかで、決まります。)

2人以上の子どもがいっしょに保育所・認定こども園・幼稚園などに入れば、2人目以降の保育料はいりません。)また、保育料のほかに、給食費(保育所で食べる昼ご飯などのお金)などがいります。

○認定こども園〈子どもの世話や、かんたんな教育をするところ〉

保育所(保育園)と幼稚園が一緒になったところで、0歳～5歳の子どもの世話をしてもらうことができます。認定こども園に子どもを入れるためには、市役所や、入りたい認定こども園で手続きをしてください。(かならず入れるわけではありません。)

3歳～5歳の子どもの保育料はいりません。(0歳～2歳の子どもの保育料は、その家がいくら市に税金をはらっているかで決まります。)

2人以上の子どもがいっしょに保育所・認定こども園・幼稚園などに入れば、2人目以降の保育料はいりません。)また、保育料のほかに、給食費などがいります。



○幼稚園〈子どもにかんたんな教育をするところ〉

3歳～5歳の子どもに、小学校に入る前にかんたんな教育をするところです。幼稚園に子どもを入れるためには、市役所や入りたい幼稚園で手続きをしてください。(かならず入れるわけではありません。)保育料はいりません。(1か月あたり25,700円まではお金はいりません。)



とあさき 問い合わせ先

いたみし きょういくほいくか でんわばんごう
伊丹市 教育保育課 〈電話番号 072-784-8035〉

がっこう 学校

がっこう 学校

日本では、学校は4月に始まって、次の年の3月に終わります。日本に住んでいる外国籍の子どもも、小学校や中学校で勉強することができます。国・県・市がつくった公立学校と、学校法人〈学校の会社〉がつくった私立学校があります。

がっこう しゆるい ■学校の種類など

しょうがっこう ちゅうがっこう ○小学校と中学校

小学校には6年間、中学校には3年間行きます。

子どもが6歳になったら、次の4月から小学校へ行きます。

12歳になったら、次の4月から中学校へ行きます。

公立小学校は、入学金〈学校へ入るときのお金〉、授業料〈授業のための

お金〉、教科書のお金はいりませんが、給食〈学校で食べる昼ご飯〉のお金は

いります。公立中学校は、入学金〈学校へ入るときのお金〉、授業料〈授業の

ためのお金〉、教科書のお金、給食〈学校で食べる昼ご飯〉のお金はいりません

が、制服〈学校へ行くときに着る服〉などのお金はいります。

私立学校は、全部のお金がいります。



こうこう ○高校

中学校を卒業した後、高校へ行くことができます。ほとんどの

子どもたちが行きます。たいてい、3年間行きます。高校に入るために、

テストがあります。中学校での勉強やスポーツなどがよくできる

子どもは、入るときにテストがないこともあります。入学金や

授業料、教科書や制服など、全部のお金がいります。



だいがく たんきだいがく ○大学・短期大学

高校を卒業した後、大学や短期大学へ行くことができます。大学はたいてい

4年間、短期大学は2年間行きます。大学に入るためにテストがあります。スポーツ

などがよくできる人は、入るためのテストがないこともあります。入学金や授業料、教科書のお金など、全部のお金がいります。

○学校の行事

学校には、いろいろな行事〈運動会や参観日など〉があります。お父さんやお母さんが学校の行事へ行くことは大切です。行事について、学校からもらう手紙に、日や時間、持ち物などが書いてあります。わからないときは、学校の先生に聞いてください。



○PTA (Parents and Teachers Association)

PTAは、お父さんとお母さんと、先生の集まりです。PTAは、学校へ行く子どものために、いろいろなことをします。



■学校に入るとき

次の年の4月に小学校1年生や中学校1年生になる人には、前の年に、伊丹市から手紙が届きます。外国人の子どもで、伊丹市の小学校や中学校に入りたい人は、市役所学校教育課で手続きをしてください。

問い合わせ先
 伊丹市教育委員会事務局 学校教育課 〈電話番号 072-780-3534〉

■日本語を話すことが難しい子どものために

伊丹市の小学校や中学校へ行く子どものうち、日本語を話したりすることが難しい子どもを、日本語と外国語が話せるサポーター（言語支援員や子ども多文化共生サポーターと言います。）が助けます。くわしいことは、今行っている（行く予定の）学校に聞いてください。

問い合わせ先
 伊丹市教育委員会事務局 学校教育課 〈電話番号 072-780-3534〉

■児童くらぶ

放課後〈学校が終わった後の時間〉に、お父さんやお母さんが仕事などで家にいないとき、小学生は児童くらぶへ行くことができます。児童くらぶでは、友達と遊んだり、

しゅくだい 宿題をしたりすることができます。じどう 児童くらぶでは、こ どもが あんぜん 安全かどうか おとな み 大人が 見て

います。
じどう 児童くらぶへ 行くためには、い しやくしょ 市役所で もう こ 申し込みを してください。また、いくせいりょう 育成料 〈じどう 児童 くらぶを つか 使うための お金〉や おやつのお金などが います。

と あ きき
問い合わせ先

いたみしきょういくいんかいじむきょく 伊丹市 教育委員会事務局 じせだいいくせいか 次世代育成課 〈電話番号 072-784-8079〉

がいこくじん こうこう はい てすと
■外国人のための、高校に入るためのテスト

いたみきたこうこう 伊丹北高校などの ひょうごけん 兵庫県の 5つの こうこう 高校では、がいこくじん 外国人が こうこう はい 高校に 入るための テスト を 受ける時、かんたん な 日本語で 書いている テストを 受けることが できます。このテスト を、「がいこくじんせいと 外国人生徒にかかわる 特別 枠 選 抜」と います。こうこう はい 高校に 入った 後も、がっこう 学校の べんきょう 勉強 が わかるように たす 助けてもらうことが できます。

このテストを 受けることが できるのは、つぎ の ような ひと 人です。

がいこく こくせき にほん き ねん ひと
・外国の 国籍で、日本へ 来てから 3年までの人

てすと う とし がつ ちゅうがっこう そつぎょう よてい ひと ちゅうがっこう そつぎょう
・テストを 受ける 年の 3月に 中学校を 卒業 する 予定の人や、中学校を 卒業 した人。または、がいこく ねんかん がっこう い ひと
外国で 9年間 学校へ 行った人

ほごしゃ どう かあ いっしょ ひょうごけん す ひと
・保護者 〈お父さんや お母さんなど〉と 一緒に 兵庫県に 住んでいる人。

または、こうこう はい とし がつ ひょうごけん ひ こ よてい ひと
高校に 入る 年の 4月までに 兵庫県に 引っ越す 予定の人

このテストを 受けたい 人は、いま 行っている ちゅうがっこう 中学校などに そうだん 相談してください。

と あ きき
問い合わせ先

ひょうごけん きょういくいんかいじむきょく 兵庫県 教育委員会事務局 こうこうきょういくか 高校 教育課 〈電話番号 078-362-9444〉

や かんちゅうがっこう あまがさき しりつ せいりょうちゅうがっこう きんじょうぶんこう
■夜間中学校 (尼崎市立 成良 中学校 琴城 分校)

ぎむきょういく にほん しょうがっこう ねんかん ちゅうがっこう ねんかん
義務教育 (日本では、小学校の 6年間と 中学校の 3年間)
がっこう 行くことが できなかった人が、行くことが できます。夜に じゅぎょう 授業を します。じゅぎょうりょう 授業料 〈じゅぎょう 授業のための お金〉は ありません。



と あ きき
問い合わせ先

いたみしきょういくいんかいじむきょく がっこうきょういくか 伊丹市 教育委員会事務局 学校教育課 〈電話番号 072-780-3534〉

やかんちゅうがく でんわ そうだん 夜間 中学 電話相談 〈電話番号 078-362-9432〉

がっこう かね たす 学校の お金を 助けます

しゅうがくえんじょ がっこう い かね たす ■ 就学援助〈学校へ 行くための お金を 助けます〉

かね がなくて がっこう いくことが むずかしい ひと きょういく かね
お金を なくて 学校へ 行くことが 難しい 人が、教育のための お金を もらうことが
できます。こうりつ しょうがっこう ちゅうがっこう い ひと じぶん い がっこう
公立の 小学校と 中学校へ 行っている 人は、自分が 行っている 学校へ、
もう こ しょうがっこう い ひと しゃくしょ てつづ
申し込みを してください。まだ 小学校へ 行っていない人は、市役所で 手続きを してく
ださい。

と あ きき 問い合わせ先

いたみ しきょういく いんかい じ むきょく がっこうきょういく か でんわばんごう
伊丹市 教育委員会事務局 学校教育課 〈電話番号 072-780-3534〉

こうとうがっこうとうしゅうがく し えんきん ■ 高等学校等 就学支援金

こうりつ こうこう い ひと がっこう じゅぎょうりょう むりょう
公立の 高校へ 行っている 人は、学校にはらう 授業料が 無料になります。
(かね は いりません。) しりつ こうこう い ひと じゅぎょうりょう いちぶ くに
(お金は いりません。) 私立の 高校などへ 行っている 人も、授業料の 一部を 国か
ら もらうことが できます。

くわしいことは、QRコードを 読み取って、ホームページを 見てください。



にほん がっこう がいどぶっく 日本の 学校についての ガイドブック

にほん がっこう
日本の 学校について、くわしく 書いている ガイドブックが あります。
にほんご えいご ちゅうごくご かんこくご ベトナムご ふいりびんご ねばーご
日本語、英語、中国語、韓国語、ベトナム語、フィリピン語、ネパール語、
いんどねしあご みゃんまーご たいご すべいんご ぼるとがるご ろしあご
インドネシア語、ミャンマー語、タイ語、スペイン語、ポルトガル語、ロシア語、
あらびあご うるどご がいどぶっく
アラビア語、ウルドゥ語の ガイドブックが あります。

くわしいことは、QRコードを 読み取って、ホームページを 見てください。



と あ きき 問い合わせ先

ひょうごけん きょういく いんかい こ たぶんかきょうせい せんたー
兵庫県 教育委員会 子ども多文化共生センター
でんわばんごう
〈電話番号 0797-35-4537〉

にほんご べんきょう 日本語の勉強

■伊丹市の日本語教室

日本語を勉強したい外国人は来ることができます。日本語教室へ来たい人は、伊丹市 同和・人権・平和課に電話をしてください。



教室の名前	日と時間	場所
日本語学習サロン	火曜日 19:00~20:30	スワンホール 1階 第3会議室と 第4会議室
日本語教室	木曜日 9:40~11:40	伊丹市立図書館「ことば蔵」 1階 多目的室2など
ユネスコ日本語教室	土曜日 9:30~11:30	東り いたみホール 3階 大会議室など

日本語学習サロン：スワンホール



日本語教室：図書館「ことば蔵」



ユネスコ日本語教室：東りいたみホール



お問い合わせ先

伊丹市 同和・人権・平和課 <電話番号 072-784-8148>

■日本語の勉強のウェブサイト

パソコンやスマートフォンを使って、日本語を勉強することができるウェブサイトを紹介いたします。くわしくは、下のQRコードから、それぞれのホームページを見てください。



○つながる ひろがる にほんごでのくらし

日本語をはじめて勉強する人のためのウェブサイトです。日本で生活するために大切な日本語を勉強します。ビデオを見ながら日本の生活についても勉強することができます。日本語、英語、中国語(簡体字・繁体字)、韓国語、ポルトガル語、スペイン語、ベトナム語、インドネシア語、フィリピン語、ネパール語、クメール語、タイ語、ミャンマー語、モンゴル語、ロシア語、ウクライナ語、フランス語で見ることができます。



○いそどろ「生活の日本語」オンラインコース

日本で生活するための日本語を、パソコンやスマートフォンなどを使ってオンラインで勉強するコースです。レベルは、入門、初級1、初級2があります。日本語、英語、中国語、韓国語、ポルトガル語、ベトナム語、フィリピン語、ネパール語、インドネシア語、タイ語、ミャンマー語、クメール語、モンゴル語、欧州スペイン語、ウクライナ語、ウズベク語、ロシア語、フランス語で見ることができます。



○まるごと+

日本語や日本の文化を勉強することができるウェブサイトです。



○ひろがる もっといろんな日本と日本語

武道やアニメ・マンガ、寺・神社など、12個の日本のことについて、情報を読んだり、日本の人が話している動画を見たりして、日本語を勉強するウェブサイトです。



○やさしい日本語 Conversation Lessons / Grammar Lessons

17のことばで日本語を勉強することができるウェブサイトです。ひらがなから勉強することができます。



がいこくじん そうだん 外国人が相談するところ

せいかつ しごと こ こま
生活のこと、仕事のこと、子どものことなど、困っている
ことや 悩んでいることを、がいこくご そうだん
外国語で相談できます。

いたみ し がいこくじん そうだん まどぐち 伊丹市外国人相談窓口

○相談できること

- せいかつ こま
生活で困っていることや、わからないこと
- しやくしょ まどぐち い
市役所のどの窓口へ行けばいいかわからないこと など

○時間

へいじつ げつようび きんようび
平日（月曜日～金曜日）の 9:00～17:30

○場所

いたみしやくしょ かい どうわ じんけん へいわか
伊丹市役所 5階 同和・人権・平和課



○相談できる言葉 ※テレビ、オンライン通訳(タブレット)で相談できます。

- | | |
|---|--|
| <ul style="list-style-type: none"> やさしい日本語 (かんたんな日本語) 英語 中国語 韓国語 ベトナム語 フィリピン語 タイ語 ネパール語 マレー語 | <ul style="list-style-type: none"> ミャンマー語 ヒンディー語 クメール語 インドネシア語 フランス語 ロシア語 ポルトガル語 スペイン語 |
|---|--|

※その他の言葉も、通訳の機械を使って相談できます。

と あ きき 問い合わせ先

いたみしがいこくじんそうだんまどぐち いたみし どうわ じんけん へいわか
伊丹市外国人相談窓口 (伊丹市 同和・人権・平和課)

でんわばんごう
電話番号 072-784-8148

ふあつくすばんごう
ファックス番号 072-780-3519

めーるあどれす
メールアドレス kokusaiheiwa@city.itami.lg.jp

ほか がいこくじん そうだん まどぐち
その他の外国人相談窓口

せいかつ そうだん
■生活の相談

なまえ 名前	ことば 言葉	ようび 曜日	じかん 時間	でんわばんごう 電話番号
がいこくじん ざいりゅう 外国人 在留 しえんせんたー 支援センター ふれすく FRESC(フレスク)	にほんご えいご ちゅうごくご 日本語/ 英語/ 中国語	げつようび 月曜日～ きんようび 金曜日 しゅくじつ 祝日、 ねんまつねんし 年末年始 やす は休み	9:00～ 17:00	0570-011000 がいこく いちぶ でん 外国や一部のIP電 わ 話は 03-5363-3013
ひょうご たぶん かきょうせい 多文化 共生 そうごうそうだん 総合相談 せんたー センター	えいご 英語	げつようび 月曜日～ すいようび 水曜日 もくようび 木曜日	9:00～ 17:00	078-382-2052
	中国語	げつようび 月曜日 すいようび 水曜日～ きんようび 金曜日		
	にほんご すべいんご 日本語 / スペイン語	まいにち 毎日		
	ぼるとがるご ポルトガル語	げつようび 月曜日/ かようび 火曜日/ もくようび 木曜日～ きんようび 金曜日		
	つうやく でんわ つか 【通訳の電話を 使います】 かんこくご べとなむご 韓国語/ ベトナム語/ いんどねしあご たいご インドネシア語/ タイ語/ ねぼーるご まれーご ネパール語/ マレー語/ みゃんまーご くめーるご ミャンマー語/ クメール語/ ぶんらんすご どいつご フランス語/ ドイツ語/ いたりあご ろしあご イタリア語/ ロシア語/ うくらいなご もんごるご ウクライナ語/ モンゴル語/ しんはらご たぐるご シンハラ語/ タグログ語/ ひんでいーご ヒンディー語	げつようび 月曜日～ きんようび 金曜日		

なまえ 名前	ことば 言葉	ようび 曜日	じかん 時間	でんわばんごう 電話番号
ひょうご たぶん かきょうせい 多文化共生 そうごうそうだん 総合相談 せんたー センター	にほんご えいご ちゅうごくご 日本語/ 英語/ 中国語/ すべいんご ぼるとがるご スペイン語/ ポルトガル語/ たがろぐご タグログ語 【通訳の電話を使います】 つうやく でんわ つか かんごくご ベとなむご 韓国語/ ベトナム語/ いんどねしあご たいご インドネシア語/ タイ語/ ねばーるご まれーご ネパール語/ マレー語/ みゃんまーご くめーるご ミャンマー語/ クメール語/ ふらんすご どいつご フランス語/ ドイツ語/ いたりあご ろしあご イタリア語/ ロシア語/ うくらいなご もんごるご ウクライナ語/ モンゴル語/ しんはらご ひんていーご シンハラ語/ ヒンディー語	どようび 土曜日/ にちようび 日曜日	9:00～ 17:00	078-232-1290 どようび にちようび (土曜日と日曜日) こうべがいこくじん は NGO 神戸外国人 きゅうえんねっと 救援ネットが そうだん 相談に のります)
こうべこくさい 神戸国際 こみゆにてい コミュニティ せんたー センター	にほんご えいご ちゅうごくご 日本語 / 英語 / 中国語 ベとなむご ベトナム語 すべいんご スペイン語 ねばーるご ネパール語 たいご タイ語 ふいりびの フィリピン語 ぼるとがるご ポルトガル語 かんごくご いんどねしあご 韓国語/ インドネシア語	げつようび 月曜日～ きんようび 金曜日 げつようび 月曜日/ すいようび 水曜日 かようび 火曜日/ もくようび 木曜日 げつようび 月曜日 かようび 火曜日 すいようび 水曜日 もくようび 木曜日 きんようび 金曜日	10:00～ 12:00、 13:00～ 17:00	078-742-8705 でんわ (電話は 9:00～)
こうべ NGO 神戸 がいこくじんきゅうえん 外国人 救援 ねっと ネット	えいご ちゅうごくご ベとなむご 英語/ 中国語/ ベトナム語/ たがろぐご すべいんご タグログ語/ スペイン語/ ぼるとがるご ろしあご ポルトガル語/ ロシア語	きんようび 金曜日	13:00～ 20:00	078-232-1290 ちゅうごくご ベとなむ 中国語、ベトナム ご ろしあご よやく 語、ロシア語は 予約 してください。
ほうじん NPO 法人 かんさいぶらじるじん 関西ブラジル人 こみゆにてい コミュニティ CBK	ぼるとがるご ポルトガル語	かようび 火曜日～ にちようび 日曜日	10:00～ 17:00	078-222-5350
ひょうごらてん ひょうごラテン こみゆにてい コミュニティ	すべいんご スペイン語	げつようび 月曜日～ きんようび 金曜日	10:00～ 17:00	078-739-0633

なまえ 名前	ことば 言葉	ようび 曜日	じかん 時間	でんわばんごう 電話番号
べとなむゆめ ベトナム夢 KOBE	べとなむご ベトナム語	かようび 火曜日～ きんようび 金曜日	10:00～ 17:00	078-736-2987
よりそい ほつとらいん ホットライン でんわ そうだん (電話の相談)	えいご ちゅうごくご かんこくご 英語/ 中国語/ 韓国語/ べとなむご ねばーるご ベトナム語/ ネパール語/ いんどねしあご たいご インドネシア語/ タイ語/ すべいんご ぼるとがるご スペイン語 / ポルトガル語 / だがるご ダガログ語	ことば 言葉によつ て、相談で きる曜日が ちが 違います。	10:00～ 22:00	0120-279-338 にほんご こえが き 日本語の声がか えたら、電話機 <small>でんわき</small> の2 をお を押してください。
よりそい ほつとらいん ホットライン (Facebook の Messenger で そうだん 相談)	えいご ねばーるご 英語 / ネパール語 など えいご べとなむご 英語/ ベトナム語/ ねばーるご いんどねしあご ネパール語/インドネシア語/ だがるご ダガログ語 えいご べとなむご いんどね 英語/ ベトナム語/ インドネ シア語/ 中国語/ ネパール語	もくようび 木曜日 きんようび 金曜日 にちようび 日曜日	16:00～ 22:00	ほか ことば そう 他の言葉で相 談 <small>だん</small> したいときは、 Messenger で よやく 予約してください 
あじあふくし アジア福祉 きょういくざいだん 教育財団 なんみんじぎょうほんぶ 難民事業本部 (RHQ)	にほんご えいご みゃんまーご 日本語/ 英語/ ミャンマー語/ べとなむご ベトナム語	げつようび 月曜日～ きんようび 金曜日	9:30～ 17:00	いんどしななんみん (インドシナ難民・ じょうやくなんみん 条約難民) 0120-090-091 なんみんにんていしんせいしゃ (難民認定申請者) 0120-925-357 (関西支部) 078-361-1700

せんもんてき そうだん ほうりつ そうだん
■専門的な相談 (法律などの相談)

なまえ 名前	ことば 言葉	ようび 曜日	じかん 時間	でんわばんごう 電話番号
ひょうごたぶんか 多文化 きょうせいそうごう 共生総合 そうだんせんたー 相談センター	にほんご えいご ちゅうごくご 日本語/ 英語/ 中国語/ すべいんご ぼるとがるご スペイン語/ポルトガル語	げつようび 月曜日	13:00～ 15:00 (1時間 ずつ)	078-382-2052 よやく 予約してください。
ほうてらす 法テラス たげんごじょうほう 多言語情報 ていきようさーびす 提供サービス	えいご ちゅうごくご かんこくご 英語/ 中国語/ 韓国語/ べとなむご ねばーるご ベトナム語/ ネパール語/ たがるご すべいんご タガログ語/ スペイン語/ たいご いんどねしあご タイ語/インドネシア語/ ぼるとがるご ポルトガル語	げつようび 月曜日～ きんようび 金曜日	9:00～ 17:00	0570-078377

しごと そうだん
■仕事の相談

なまえ 名前	ことば 言葉	ようび 曜日	じかん 時間	でんわばんごう 電話番号
がいこくじんろうどうしゃ 外国人労働者 むけ むけ相談 ダイヤル はたらき (働く条件 などについて がいに 外国語で相談 できます。)	えいご 英語	げつようび 月曜日～ きんようび 金曜日	10:00～ 12:00、 13:00～ 15:00	0570-001-701
	ちゅうごくご 中国語			0570-001-702
	ぼるとがるご ポルトガル語			0570-001-703
	すべいんご スペイン語			0570-001-704
	だがるご ダガログ語			0570-001-705
	べとなむご ベトナム語			0570-001-706
	みゃんまご ミャンマー語	きんようび 金曜日		0570-001-707
	ねぱるご ネパール語	げつようび 月曜日～ もくようび 木曜日		0570-001-708
	かんこくご 韓国語	すいようび 水曜日～ きんようび 金曜日		0570-001-709
	たいご タイ語	もくようび 木曜日		0570-001-712
	いんどねしあご インドネシア語	かようび 火曜日		0570-001-715
	かんぼしあご カンボジア語 (クメール語)	すいようび 水曜日		0570-001-716
もんごるご モンゴル語	きんようび 金曜日	0570-001-718		
こうべがいこくじん 神戸外国人 こようさーびす 雇用サービス こーなー コーナー (仕事の相談や はたらき 働くところを しょうかい 紹介してもら う ことができま す。)	ちゅうごくご 中国語	げつようび 月曜日/ きんようび 金曜日	10:00～ 12:00、 13:00～ 16:00	078-362-4570
えいご すべいんご 英語/ スペイン語/ ぼるとがるご ポルトガル語	かようび 火曜日～ もくようび 木曜日	13:15～ 17:15		
べとなむご ベトナム語	もくようび 木曜日～ きんようび 金曜日	13:00～ 16:00		

しごと そうだん ぎのうじっしゅうせい
■仕事の相談 (技能実習生)

なまえ 名前	ことば 言葉	ようび 曜日	じかん 時間	でんわばんごう 電話番号
がいこくじんぎのう 外国人技能 じっしゅうきこう 実習機構 (OTIT)	べとなむご ベトナム語	げつようび 月曜日～ どようび 土曜日	11:00～ 19:00 どようび (土曜日・ にちようび 日曜日は 9:00～ 17:00)	0120-250-168
	ちゅうごくご 中国語	げつようび 月曜日/ すいようび 水曜日/ きんようび 金曜日		0120-250-169
	いんどねしあご インドネシア語	かようび 火曜日/ もくようび 木曜日/ どようび 土曜日		0120-250-192
	ふいりびんご フィリピン語			0120-250-197
	えいご 英語			0120-250-147
	たいご タイ語	もくようび 木曜日/ にちようび 日曜日		0120-250-198
	かんぼじあご カンボジア語	もくようび 木曜日		0120-250-366
	みゃんまーご ミャンマー語	かようび 火曜日		0120-250-302

にほん く にほん で ざいりゅうしかく そうだん
●日本へ 来ることや 日本から 出ること、在留資格の相談

なまえ 名前	ことば 言葉	ようび 曜日	じかん 時間	でんわばんごう 電話番号
しゅつにゅうこくざいりゅう 出入国在留 かんりきよく 管理局 がいこくじんざいりゅう 外国人在留 そうごういんぷお 総合インプオ めーしょんせん メーションセン たー ター でんわ (電話の相談)	にほんご えいご ちゅうごくご 日本語/ 英語/ 中国語/ かんこくご ぼるとがるご 韓国語/ ポルトガル語/ すばいんご べとなむご スペイン語/ ベトナム語/ ねぼーるご たいご ネパール語/ タイ語/ みゃんまーご しんはらご ミャンマー語/ シンハラ語	げつようび 月曜日～ きんようび 金曜日	8:30～ 17:15	0570-013904 にほんご えいご ※日本語と英語は、 めーる そうだん メールでも相談 できます。 info@tokyo@i.moj.go.jp
ひょうごたぶんか ひょうご多文化 きょうせいそうごうそうだん 共生総合相談 せんたー センター しゅつにゅうこくざいりゅう (出入国在留 かんりきよく しょくいん 管理局の職員 による相談)	にほんご えいご ちゅうごくご 日本語/ 英語/ 中国語/ すばいんご ぼるとがるご スペイン語/ ポルトガル語	毎月第3 もくようび 木曜日	13:30～ 16:30 1時間ずつ	078-382-2052 ぜんじつ ※前日の16時までに でんわ よやく 電話で予約してくだ さい。

こ きょういく そうだん
●子どもの 教育の 相談

なまえ 名前	ことば 言葉	ようび 曜日	じかん 時間	でんわばんごう 電話番号
ひょうごけん 兵庫県 きょういくいいんかい 教育委員会 こ たぶんか 子ども多文化 きょうせいせんたー 共生センター	にほんご 日本語 こ たぶんかきょうせいせん ※子ども多文化 共生セン たー い そうだん ターに行って相談するときは よやく つうやく よ 予約したら、通訳を呼ぶこ とも できます。	げつようび 月曜日～ きんようび 金曜日	9:00～ 17:00	0797-35-4537 E-mail: mc- center@pref.hyogo.lg.jp

さべつ そうだん
●差別や いじめなどの 相談

なまえ 名前	ことば 言葉	ようび 曜日	じかん 時間	でんわばんごう 電話番号
ほうむきよく 法務局 がいこくごじんけん 外国語人権 そうだんだいやる 相談ダイヤル	えいご ちゅうごくご かんこくご 英語/ 中国語/ 韓国語/ べとなむご ふいりびのご ベトナム語/ フィリピン語/ ねぼーるご いんどねしあご ネパール語/ インドネシア語/ たいご ぼるとがるご タイ語/ ポルトガル語/ すべいんご スペイン語	げつようび 月曜日～ きんようび 金曜日	9:00～ 17:00	0570-090911

